

甲府市遺跡地図

平成 4 年 3 月

甲府市教育委員会

甲府市遺跡地図

平成 4 年 3 月
甲府市教育委員会

序

甲府市内には、武田氏館跡をはじめとして、多くの先人たちの足跡が残されています。これら遺跡は、地中に埋れているために、その所在地や価値が明らかにされないまま、ともすれば記録にさえ残されずに消え去ってしまうのも事実です。

しかし発掘調査を実施して調査記録を残すことにより、私たちの祖先の生活・文化・社会構造などのさまざまな事柄を知ることができ、それをもとにして現代の社会に活用することもできます。先人たちが残してくれた文化遺産を私たちは、未来へ向けて保護・保存し、私たちの子孫に伝え活用していく責任を負っていると言ってもいいかもしれません。

本書は現在知られている遺跡の位置と範囲を示し、都市計画や開発行為と文化財の保護・活用を円滑に進めるための基礎資料として刊行するものです。関係機関および関係者の十分な御配慮を希望するところであります。

平成4年3月

甲府市教育委員会

教育長 浅川紫朗

例 言

1. 本書は甲府市内に存在する埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」と呼ぶ。）のうち、南部の市街地における遺跡の分布状況を示したものである。
2. 本書は昭和60年度に甲府市教育委員会が実施した、遺跡分布調査および同年度に刊行した遺跡分布調査報告書「甲府市の遺跡」をもとに、加筆・修正したものである。
3. 遺跡番号は、遺跡地図と遺跡一覧表を対応させてある。
4. 遺跡地図には2千5百分の1の甲府市都市計画図を利用した。
5. 遺跡の範囲は今後変更される可能性が十分にある。従って遺跡に隣接する土地については十分な協議が必要である。
6. 宅地開発事業の流れと埋蔵文化財への対応については、「宅地開発事業と埋蔵文化財」「宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する手引（暫定版）」を使用した。

目 次

序・例言	1
目 次	3
I. 埋蔵文化財関係法規	3
II. 埋蔵文化財の保護と開発	6
(1) 埋蔵文化財の発掘に関する諸手続	6
(2) 埋蔵文化財に係る事務の系統	6
III. 宅地事業の流れと埋蔵文化財への対応	11
IV. 遺跡分布地図	
遺跡所在地索引図	14
遺跡分布地図	16
遺跡地名表	52

I. 埋蔵文化財関係法規

文化財保護法〔抄〕

(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正昭和50年7月11日法律第49号)

第4章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出指示及び命令)

第57条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記録した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に際し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他の埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同じ項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に際し必要に事項を指示することができる。(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第57条の6において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当って、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

- 4 文化庁長官は、第2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前4項の場合において、当該国の機関等が各省庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。
(埋蔵文化財包蔵地の周知)
- 第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に關し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。
(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)
- 第57条の5 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貰づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項の規定による調査に當って発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならない。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1箇月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が同項の期間と通算して、6箇月を超えることとなってはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日か

- ら起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)
- 第57条の6 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第1項又は第98条の2第1項の規定による調査に當って発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、第2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 第4項の場合には、第57条の3第5項の規定を準用する。
(文化庁長官による発掘の施行)
- 第58条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため國において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権限に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

第59条 前条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治32年法律第87号)第13条で準用する同法第1条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。

2 前項の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条で準用する同法第1条第2項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第60条 遺失物法第13条で準用する同法第1条第1項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められたときは、警察署長は、直ちに当該物件を文化庁長官に提出しなければならない。但し、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第61条 前条の規定により物件が提出されたときは、文化庁長官は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第62条 第59条第1項又は前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

(国庫帰属及び報償金)

第63条 第59条第1項又は第61条第2項に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、且つ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の規定する発見者と土地所有者が異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 前2項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(譲与等)

第64条 政府は、前条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て國が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又

はその発見された土地の所有者に、その者が前条の規定を受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、譲与した文化財の価格に相当する金額は、前条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、前条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て國が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(遺失物法の適用)

第65条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合の外、遺失物法第13条の規定の適用があるものとする。

第98条の2 地方公共団体は、文化庁長官が第58条第1項の規定により発掘を実行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を実行することができる。

2 前項の規定により発掘を実行しようとする場合において、その発掘を実行しようとする土地が國の所有に属し、又は國の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の國の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

5 國は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

II. 埋蔵文化財の保護と開発

本書に掲載された遺跡は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」（文化財保護法第57条の2）として認められたものであり、今後この範囲内を開発しようとするときは、文化財保護法の規定による諸手続きを行わなければならない。

これらの諸手続きについては発掘の種類によって以下のように定められている。

(1) 埋蔵文化財の発掘に関する諸手続

発掘の種類	文化財保護法	手 続	様 式	文 化 庁
学術発掘調査	第57条	30日前に届出	7頁様式	指示、停止、禁止、中止
土木工事等調査 に付する 探査等調査 に付する 等調査	民間・私人の土木工事等調査に付する 第57条の2	60日前に届出	8頁様式	指示
公共機関等の土木工事等調査に付する	第57条の3	土木工事計画策定にあたって通知	8頁様式	協議、勧告
地方公共団体の発掘調査	第98条の2	30日前に通知	10頁様式	指導、助言
文化庁長官の発掘調査	第58条	土地所有者・占有者に令書を交付		

（例）公共機関等とは、国、地方公共団体、公社、公団等をいう。

公社、公団等は文化財保護法施行令（昭50、法令第267号）第1条に定めるものである。

（例1）市史編さんのため編さん室が発掘調査する。→（様式1・法57条）

（例2）民間宅造に先立って、遺跡調査会を組織して発掘調査する。

↓
（様式1・法57条の2） （様式1・法57条の2）

（例3）公立学校建設に先立って、市町村教育委員会が発掘調査する。

↓
（様式1・法57条の3） （様式2・法98条の2）

（例4）区画整理組合の区画整理事業に先立って、大学の考古学研究室が発掘調査する。

↓
（様式1・法57条の2） （様式1・法57条）

（注）書類は市教育委員会に3部提出すること。

(2) 埋蔵文化財に係る事務の系統

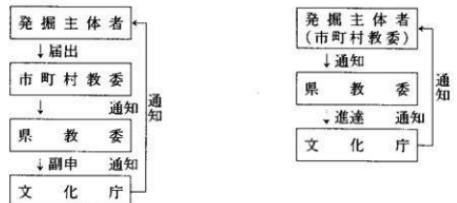
(イ) 土木工事等のための発掘に関する届出等（法57条の2、57条の3）

- 発掘調査または立合調査を必要とする場合
- 現状保存を必要とする場合



(ロ) 調査のための発掘に関する届出等（法57条、98条の2）

- 地方公共団体以外が発掘主体者の場合
- 地方公共団体が発掘主体者の場合



(ハ) 遺跡の発見

発見者	文化財保護法	手 続	様 式	文 化 庁
民間・私人	第57条の5	遅滞なく文化庁長官に届出	9頁様式	一ヵ月以内に現状変更行為の停止又は禁止の命令。必要な指示。
公共機関等	第57条の6	遅滞なく文化庁長官に届出	9頁様式	協議・勧告

別記 1

1. 発掘予定地の所在及び地番
2. 発掘予定地の面積
3. 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
4. 発掘調査の目的
5. 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
6. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
7. 発掘着手の時期
8. 発掘終了の予定期間
9. 出土品の処置に関する希望
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定につき権原に基づく占有があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイド、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

別記 2

57条第1項

委保第		号	年	月	日	都道府県文書番号	年	月	日	
1. 所在地										
2. 調査面積										
土地所有者	氏名等：									
3. 遺跡の種類	散布地 墓葬跡 貝塚 郡城跡 宮衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()				員数					
遺跡の名称										
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()									
遺跡の時代	旧石器 織文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()									
4. 調査の目的	a. 学術研究() b. 遺跡整備 c. 自然崩壊									
調査の契機	d. 開発事業 道路 鉄道 空港 河川 ダム 宅地造成 区画整理 公園造成 に伴う 学校 住宅 工場 その他建物() ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 その他開発()									
備考：										
5. 調査主体者	氏名：									
	住所：									
6. 発掘担当者	氏名：									
	住所：									
	経歴：									
7. 着手時期	年	月	日	8. 終了時期	年	月	日			
9. 出土品処置										
10. 参考事項										
指 示 事 項										
起案	決裁		発送		引繼					
提出書	保管証	認定通知		帰属		報告書				

〔注意事項〕 ① 太線内は届出者が記入。 ② 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

別記 1

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記 2

57条の2第1項・57条の3第1項
(○で囲むこと)

都道府県文書番号

委保第	号	年	月	日	年	月	日
-----	---	---	---	---	---	---	---

1. 所在地							
2. 面 積							
3. 土地所有者	氏名等： 住 所：						
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 宮衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）						
遺跡の名称							
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）						
遺跡の時代	旧石器 繩文 弓生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）						
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他の開発（ ）						
工事の概要							
6. 工事主体者	氏名等： 住 所：						
7. 施行責任者	氏 名： 住 所：						
8. 着手時期	年	月	日	9. 終了時期	年	月	日
10. 参考事項							

指 导 事 項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他（ ）
---------	------	------	------	--------

起 案	決 裁	発 送	引 繙
-----	-----	-----	-----

（注意事項） ① 太線内は届出・通知者が記入。 ② 指導事項欄は都道府県教育委員会で記入。
 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

別記 1

1. 遺跡の種類
2. 遺跡の所在地及び地番
3. 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
4. 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
5. 遺跡の発見年月日
6. 遺跡を発見するに至った事情
7. 遺跡の現状
8. 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
9. 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
10. 遺跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置
11. その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記 2

57条の5第1項・57条の6第1項
(○で囲むこと)

都道府県文書番号

委保第	号	年	月	日	年	月	日
1. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 構穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡						
2. 所在地	氏名等:						
3. 土地所有者	氏名等: 住 所:						
4. 土地占有者	氏名等: 住 所:						
5. 発見年月日	年	月	日	~	年	月	日
6. 発見の事情	土木工事中() 分布調査 試掘調査 その他()						
7. 現状	宅地 水田 烟地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()						
8. 現状の変更	時 期: 年 月 日 ~ 年 月 日 理 由:						
9. 出 土 品	(種類・形状・数量)						
10. 保 護 措 置							
11. 参考事項							

指 导 事 項	発堀調査	工事立会	慣重工事	その他()
---------	------	------	------	--------

起 案	決 截	発 送	引 錄
-----	-----	-----	-----

提 出 書	保 管 証	認 定 通 知	帰 属	報 告 書
-------	-------	---------	-----	-------

〔注意事項〕 ① 太線内は届出・通知者が記入。 ② 指導事項欄は都道府県教育委員会が記入。
 ③ 1・6・7・指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

別記 2

別記 1

1. 発掘予定地の所在及び地番
2. 発掘予定地の面積
3. 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
4. 発掘調査の目的
5. 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
6. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
7. 発掘着手の時期
8. 発掘終了の予定期
9. 出土品の処置に関する希望
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

1. 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
2. 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
3. 発掘予定地の所有者の承諾書
4. 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
5. 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

98条の2第1項

都道府県文書番号

委保第	号	年	月	日	年	月	日
1. 所在地							
2. 調査面積							
土地所有者 氏名等：							
3. 遺跡の種類 敷布地 集落跡 墓塚 都城跡 宮衙跡 王館跡 古跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()							
4. 遺跡の名称 () 員数							
5. 遺跡の現状 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()							
6. 遺跡の時代 旧石器 織文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()							
7. 調査の目的 a. 学術研究() b. 遺跡整備 c. 自然崩壊							
8. 調査の契機 d. 開発事業(道路 鉄道 空港 河川 ダム 宅地造成 区画整理 公園造成 学校 住宅 工場 その他建物() ガス 電気 水道 農業開闢 土砂採取 観光開発 その他開発())							
9. 備考：							
10. 調査主体者 氏名： 住所：							
11. 発掘担当者 氏名： 住所： 経歴：							
12. 着手時期	年	月	日	8. 終了時期	年	月	日
13. 出土品処置							
14. 参考事項							

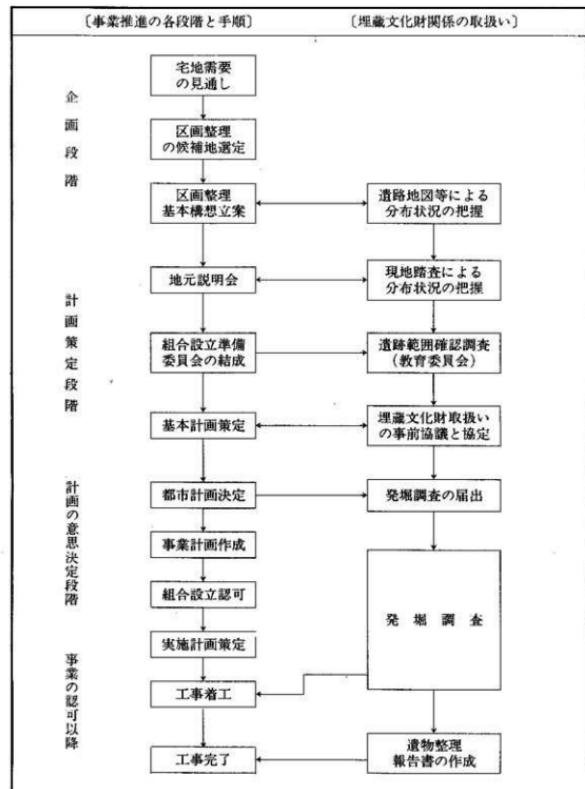
指 示 事 項				
起案	決裁	発送	引継	
提出書	保管証	認定通知	権属	報告書

〔注意事項〕 ① 太線内は通知者が記入。 ② 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

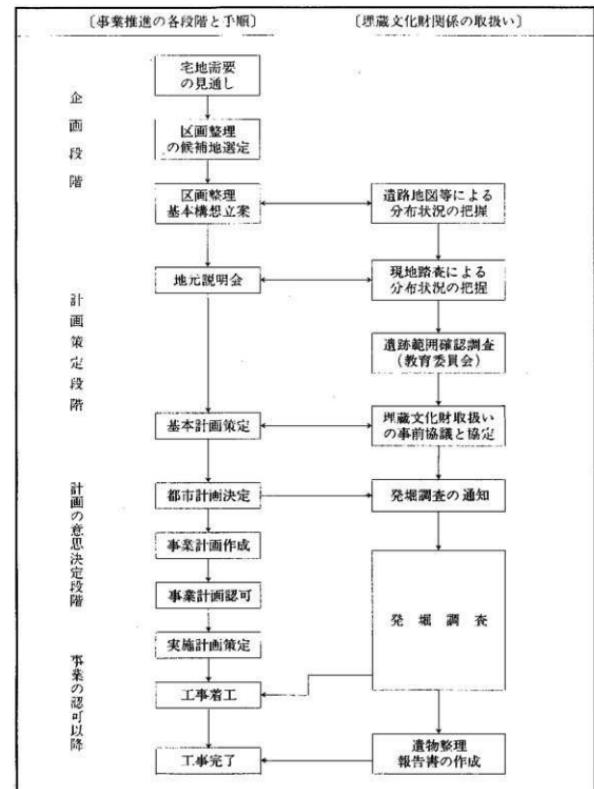
III. 開発事業の流れと埋蔵文化財への対応

1 土地区画整理事業

① 組合等施行土地区画整理事業

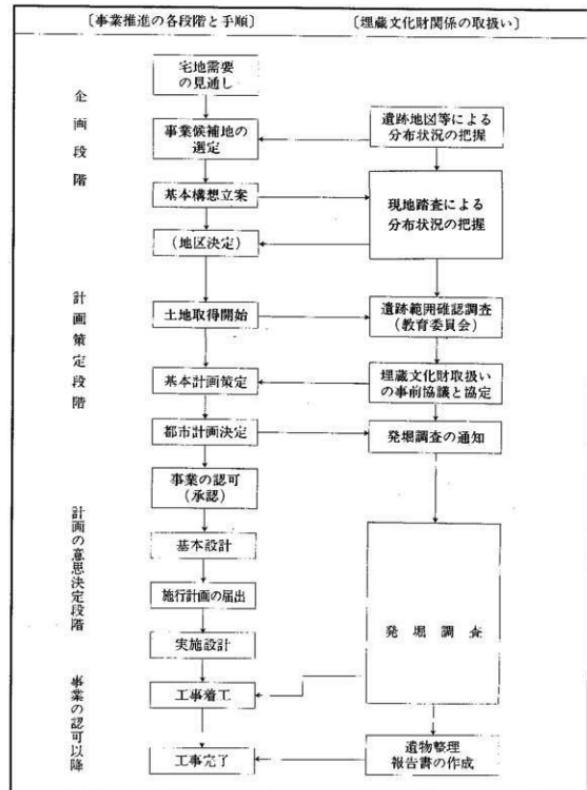
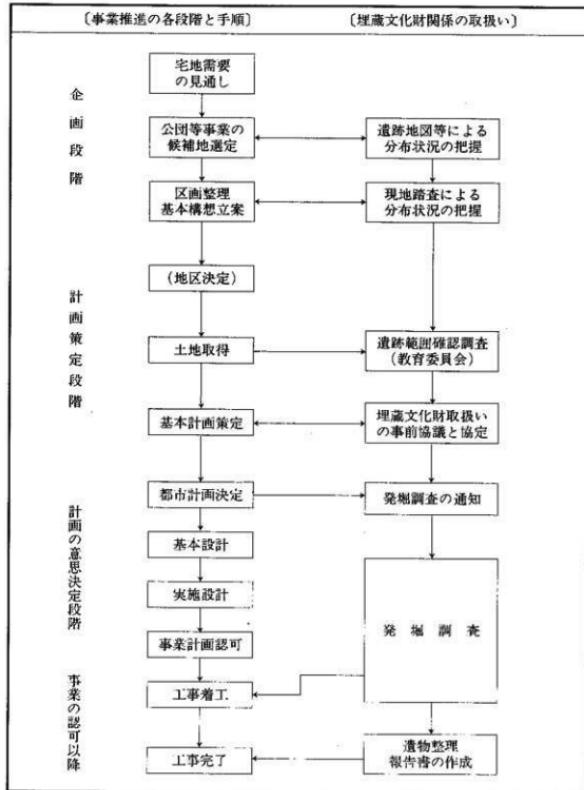


② 公共団体等施行土地区画整理事業

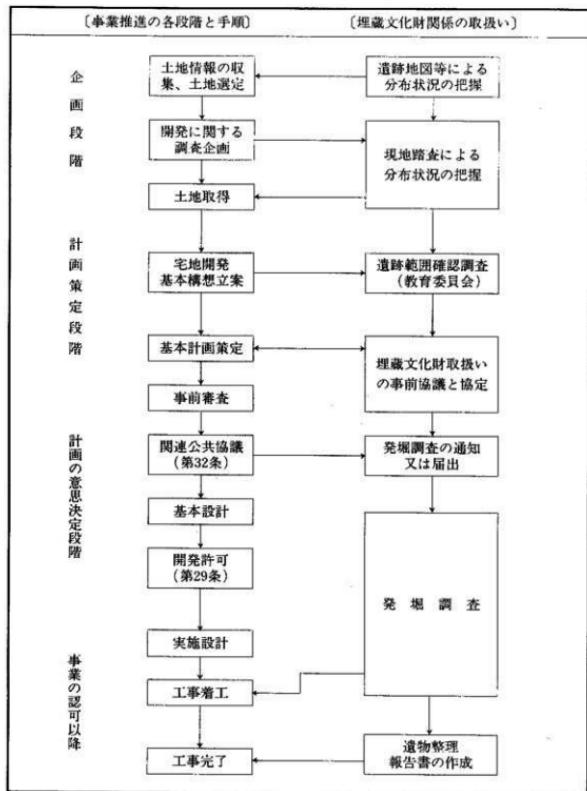


2 新住宅市街地開発事業

③ 公団等施行土地区画整理事業



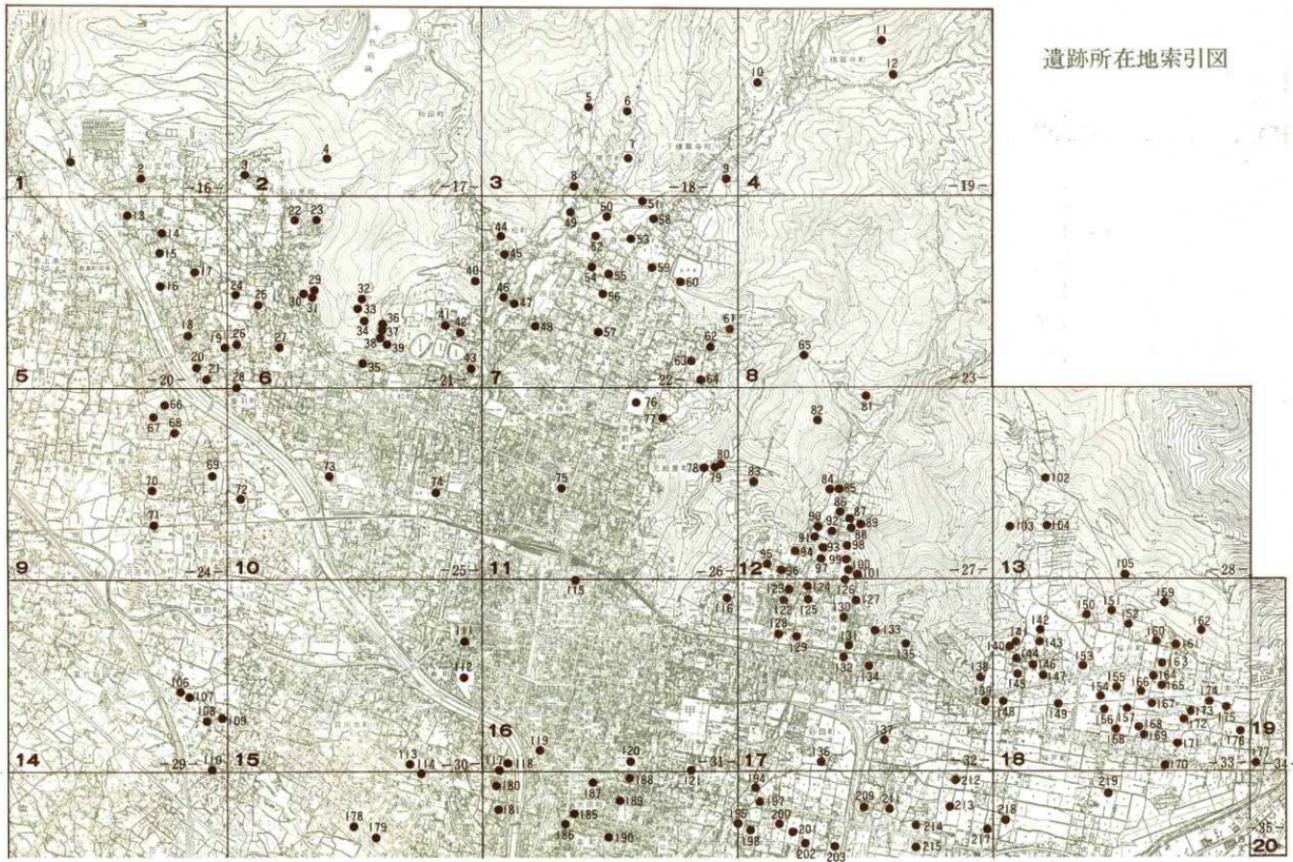
3 その他の宅地開発事業

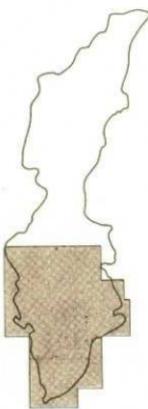


宅地開発の例を示し、各種の事例を想定したものである。ほかの各種開発についても同様の流れになる。公共団体と民間との違いで、届出に違いがあるので、(1)埋蔵文化財の発掘調査に関する諸手続きを参考にし、不明な点はお問い合わせください。

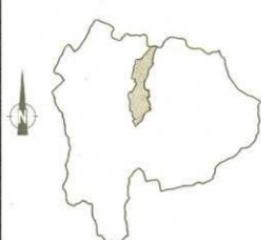
甲府市遺跡地図

遺跡所在地索引図

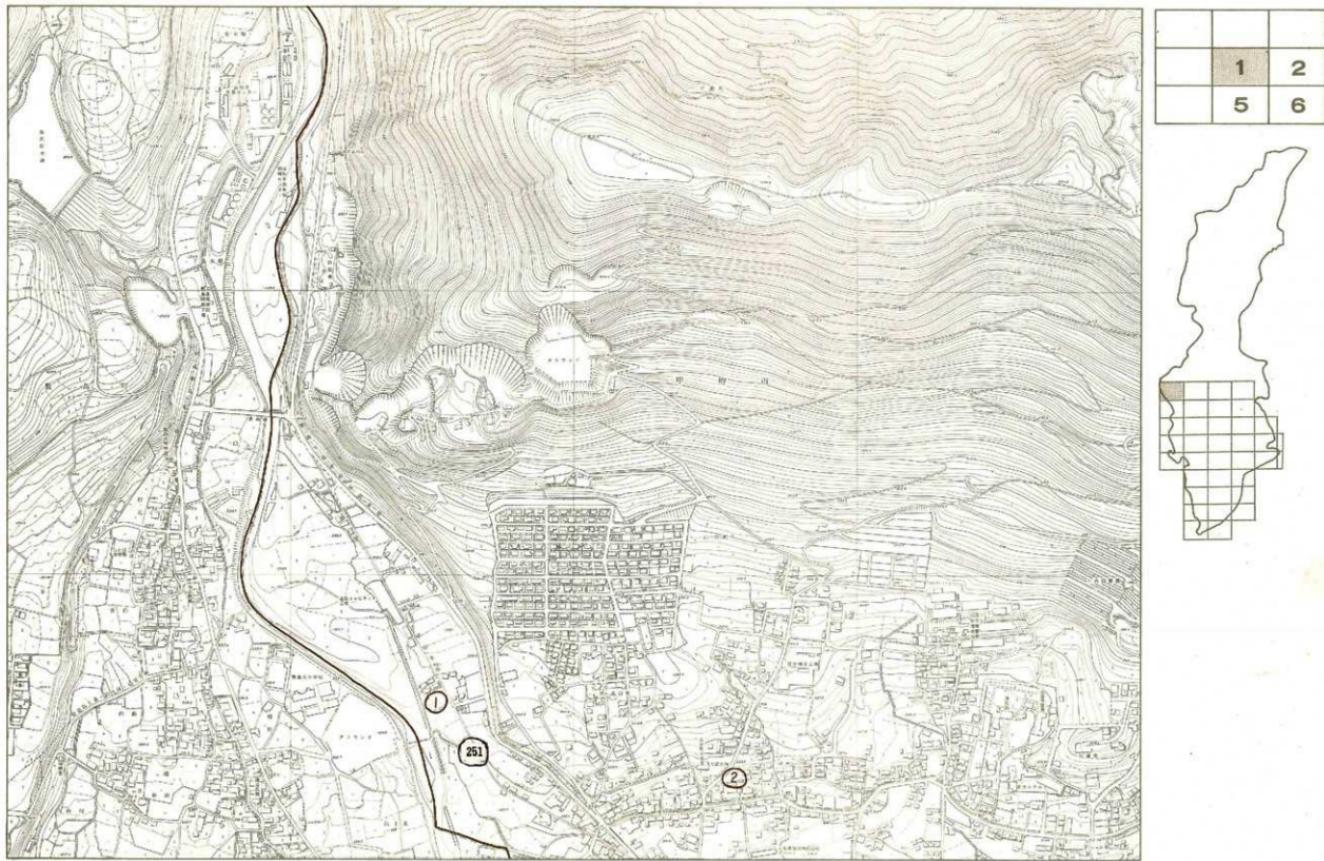


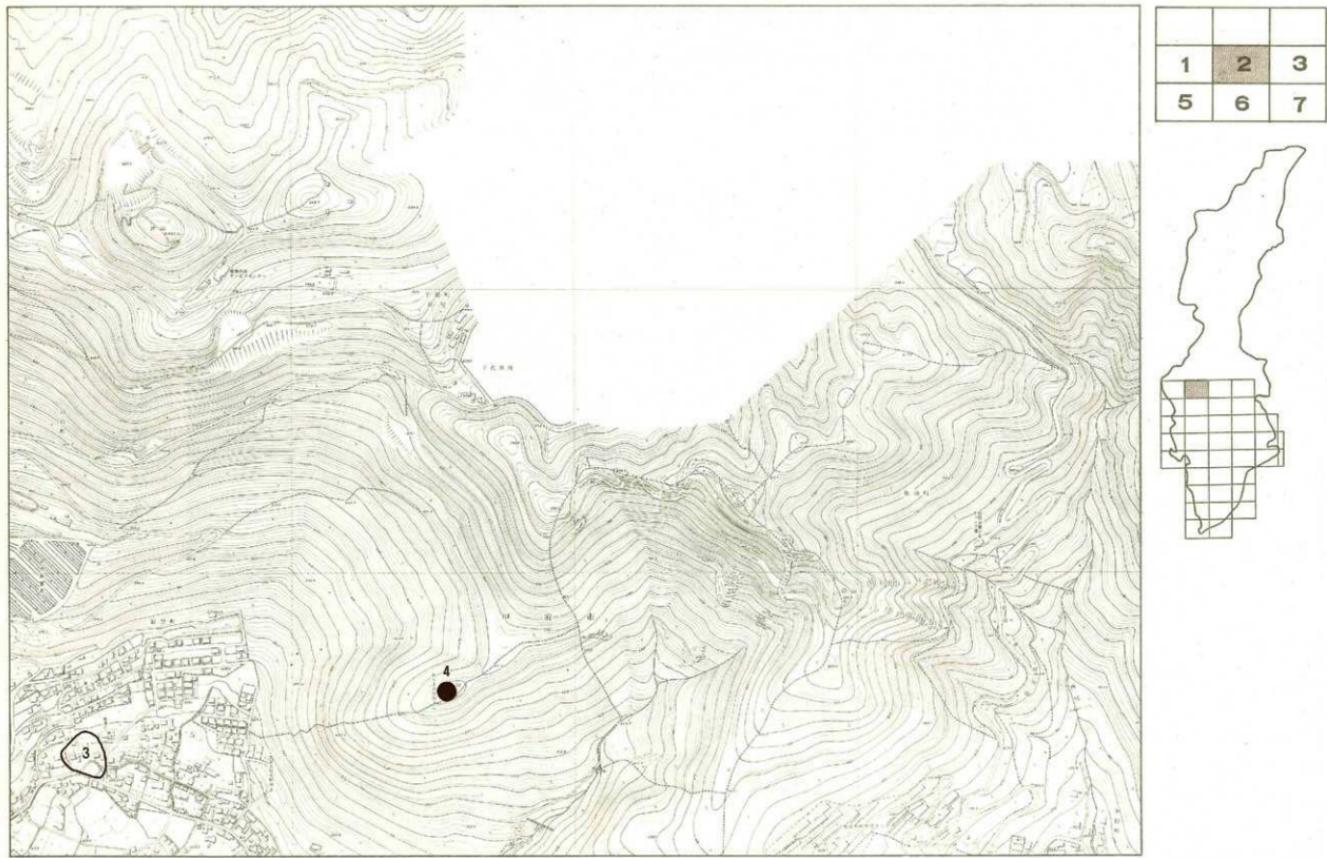


調査対象地域

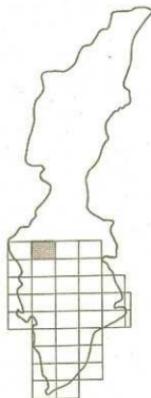


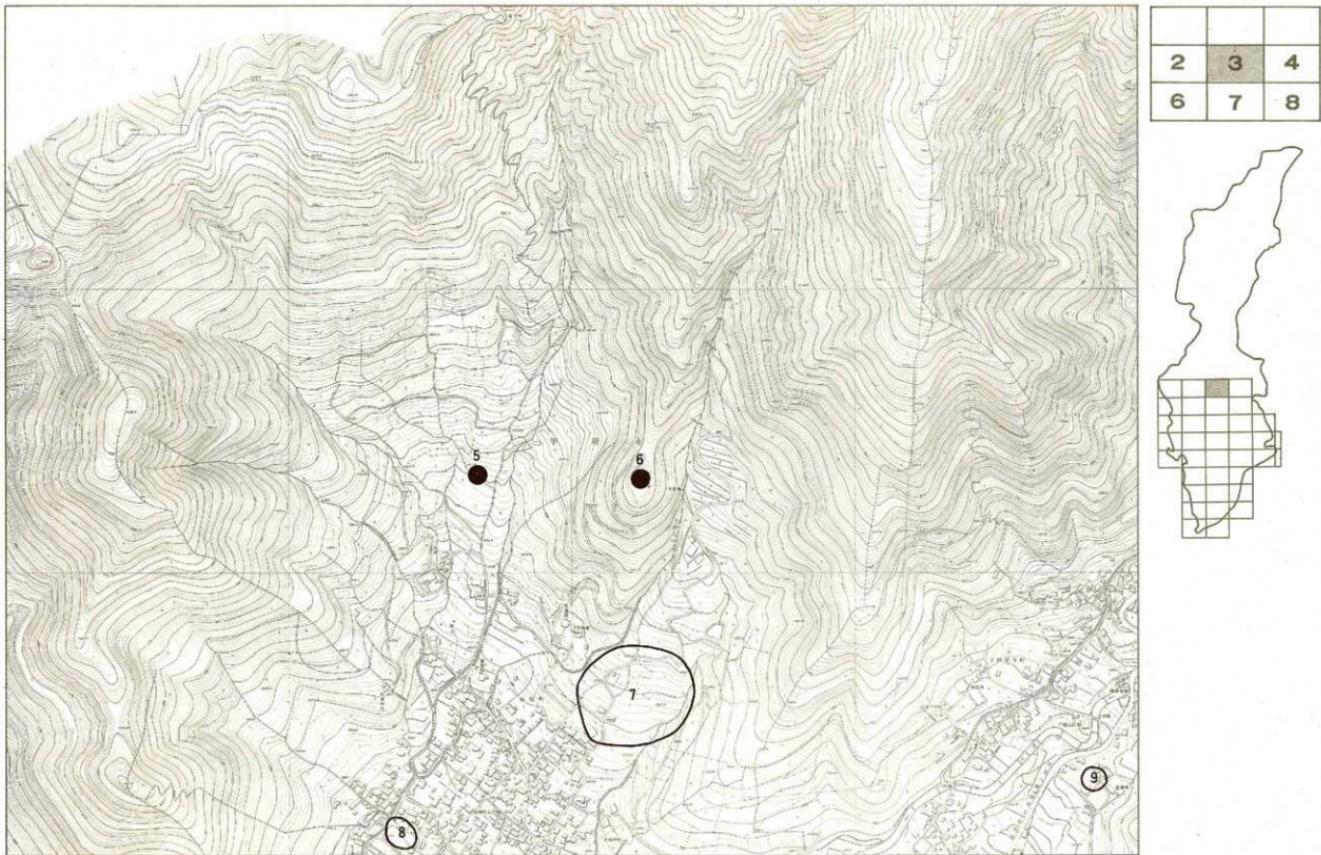
● 调査番号
地図番号 一掲載頁一

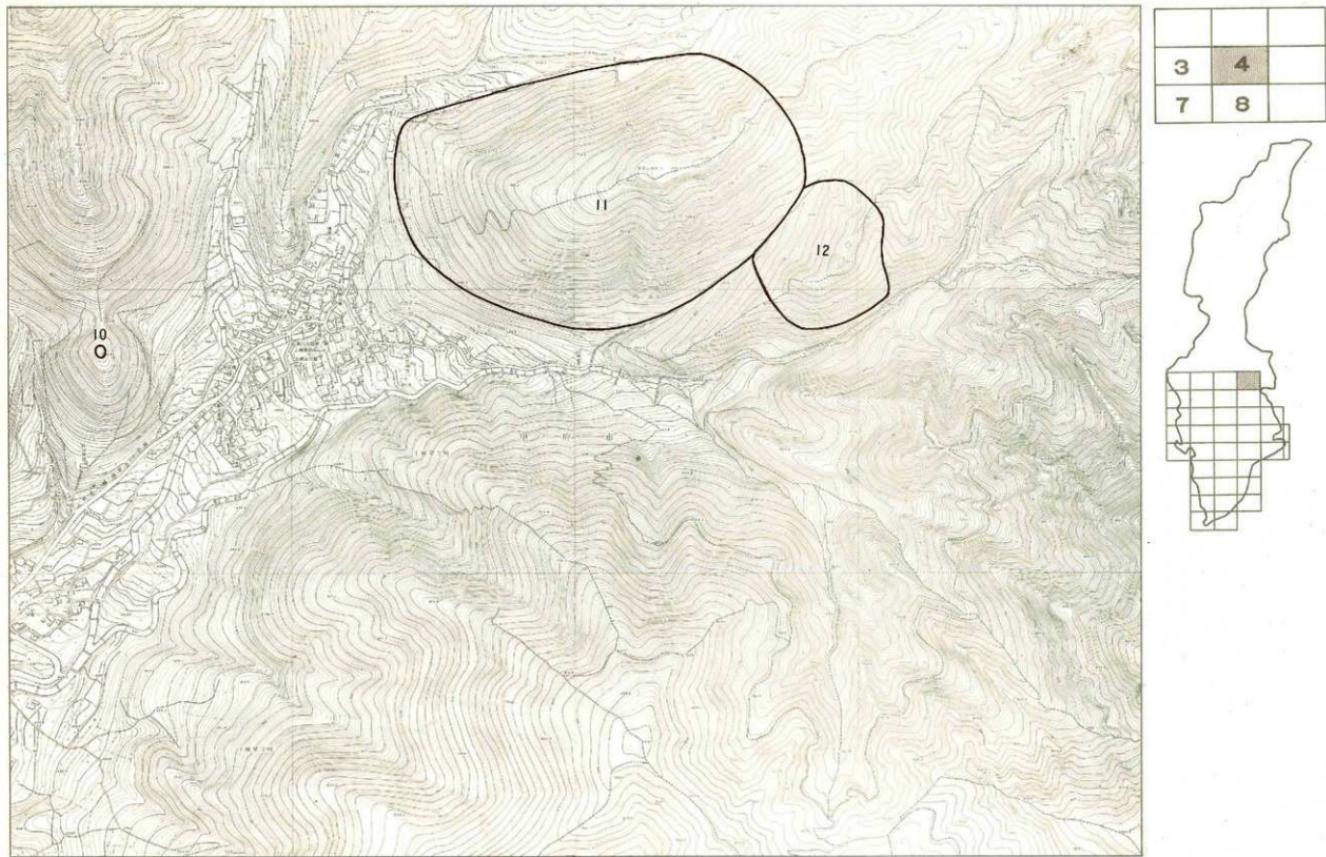




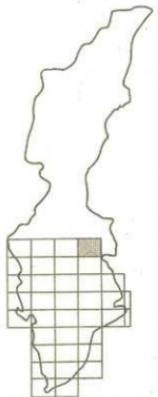
1	2	3
5	6	7



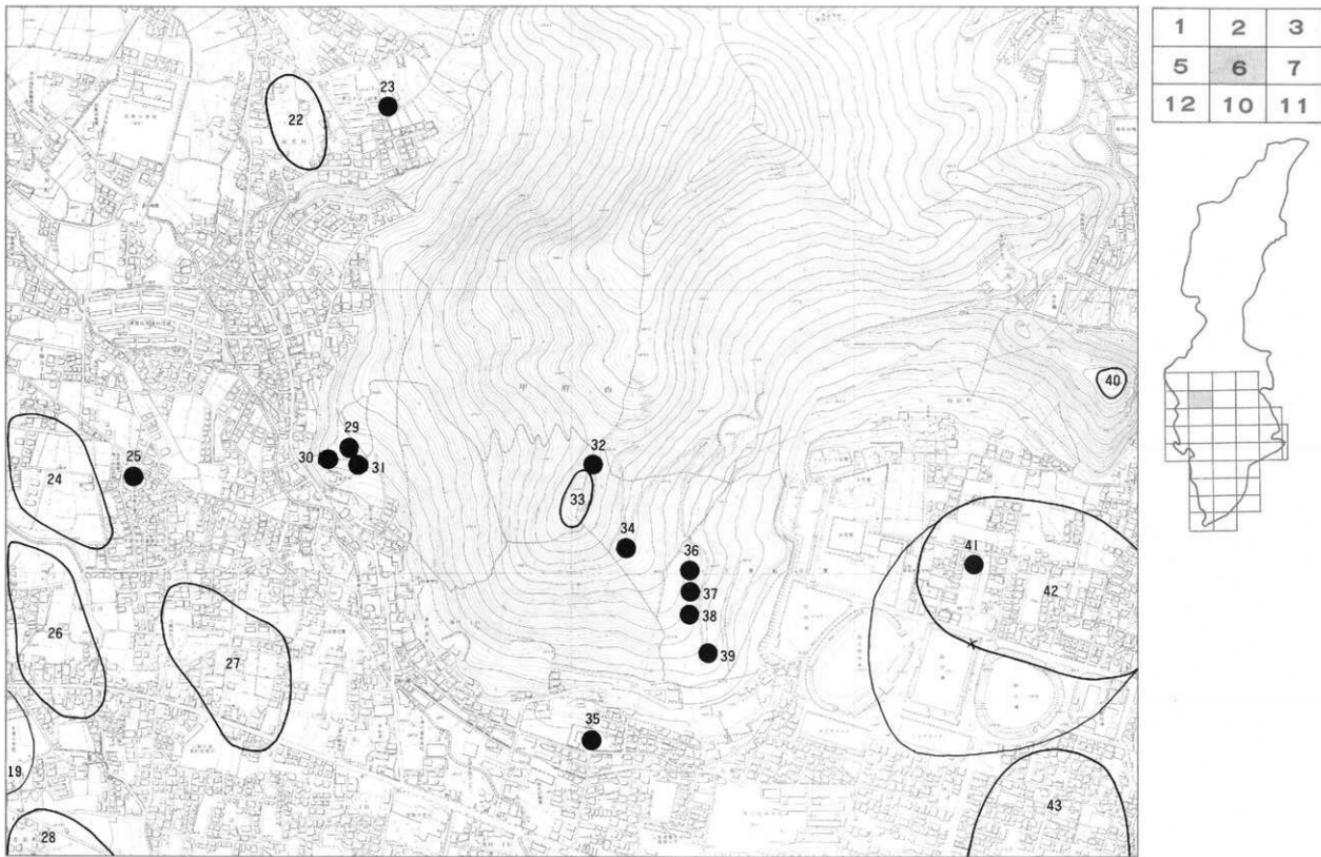




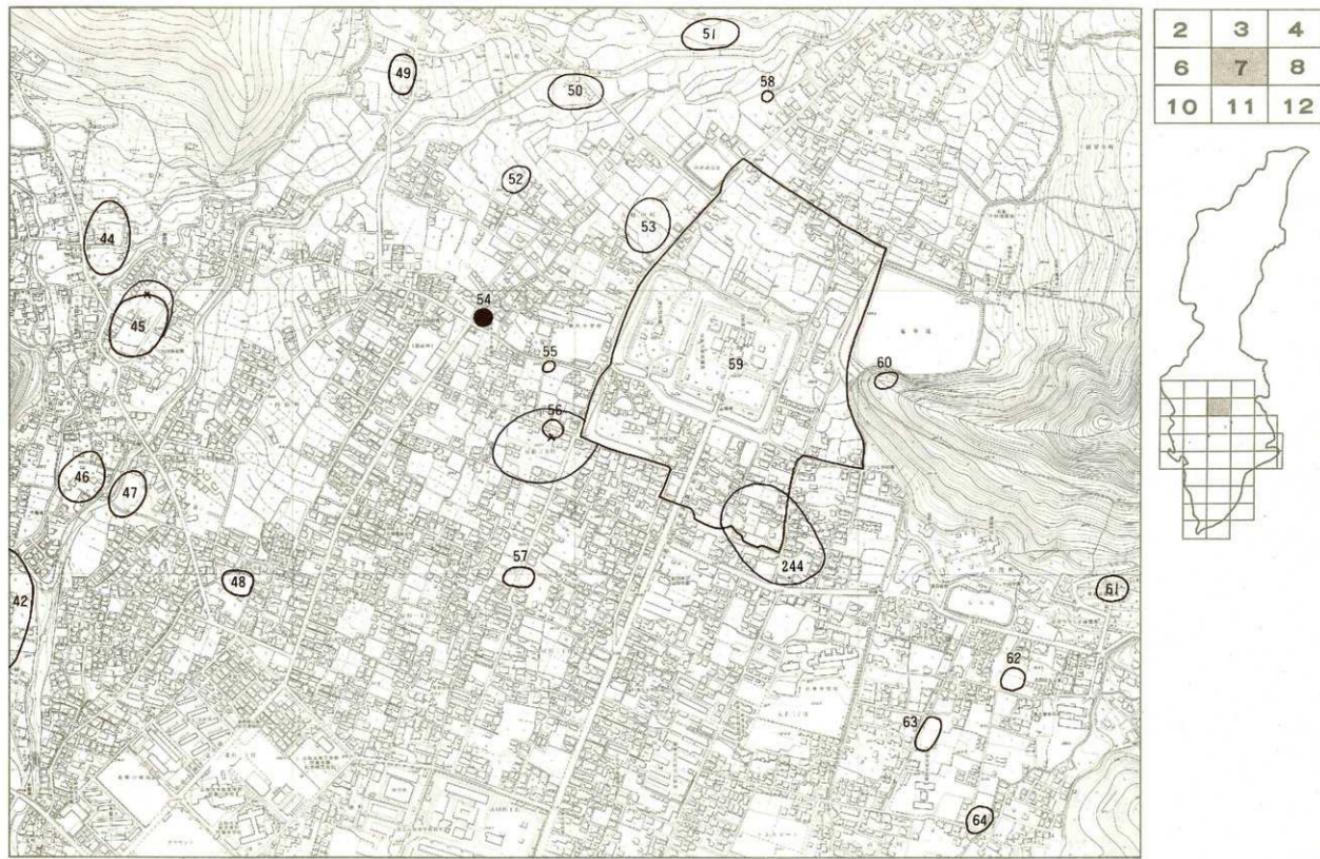
3	4
7	8



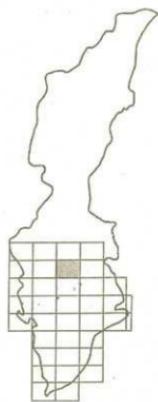


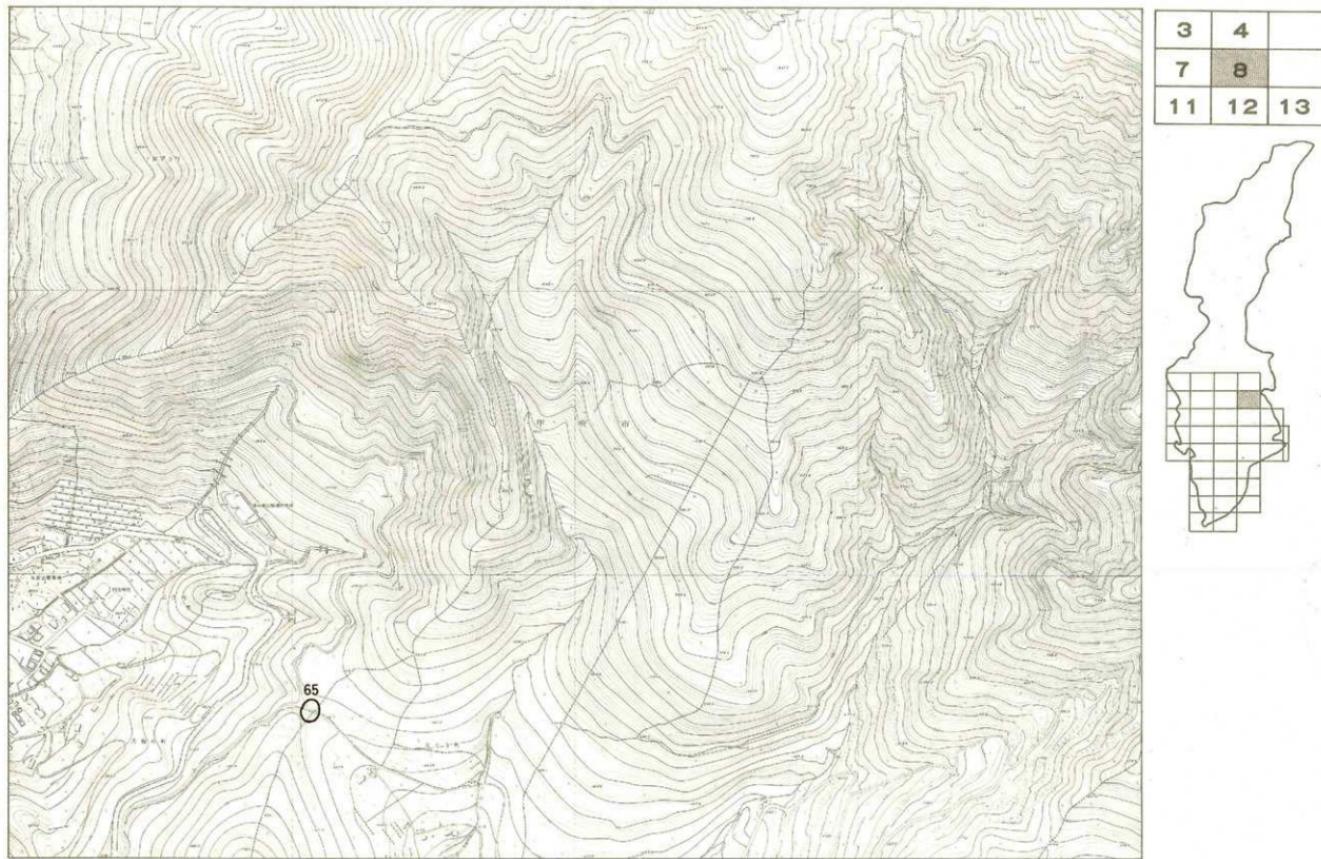


1	2	3
5	6	7
12	10	11

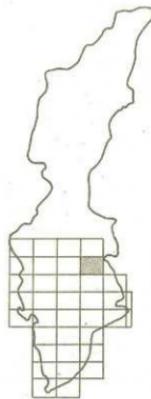


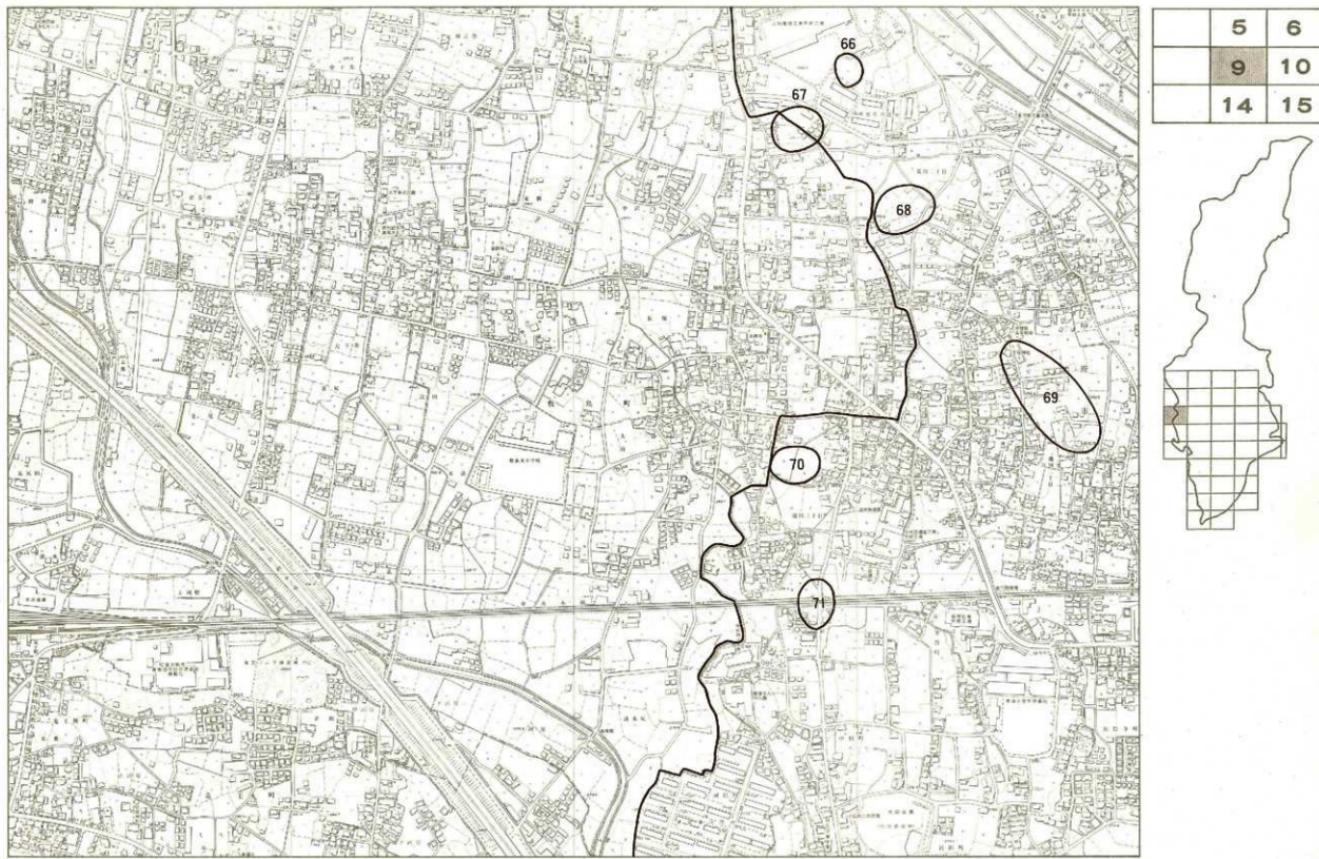
2	3	4
6	7	8
10	11	12





3	4
7	8
11	12 13

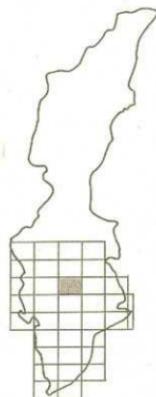


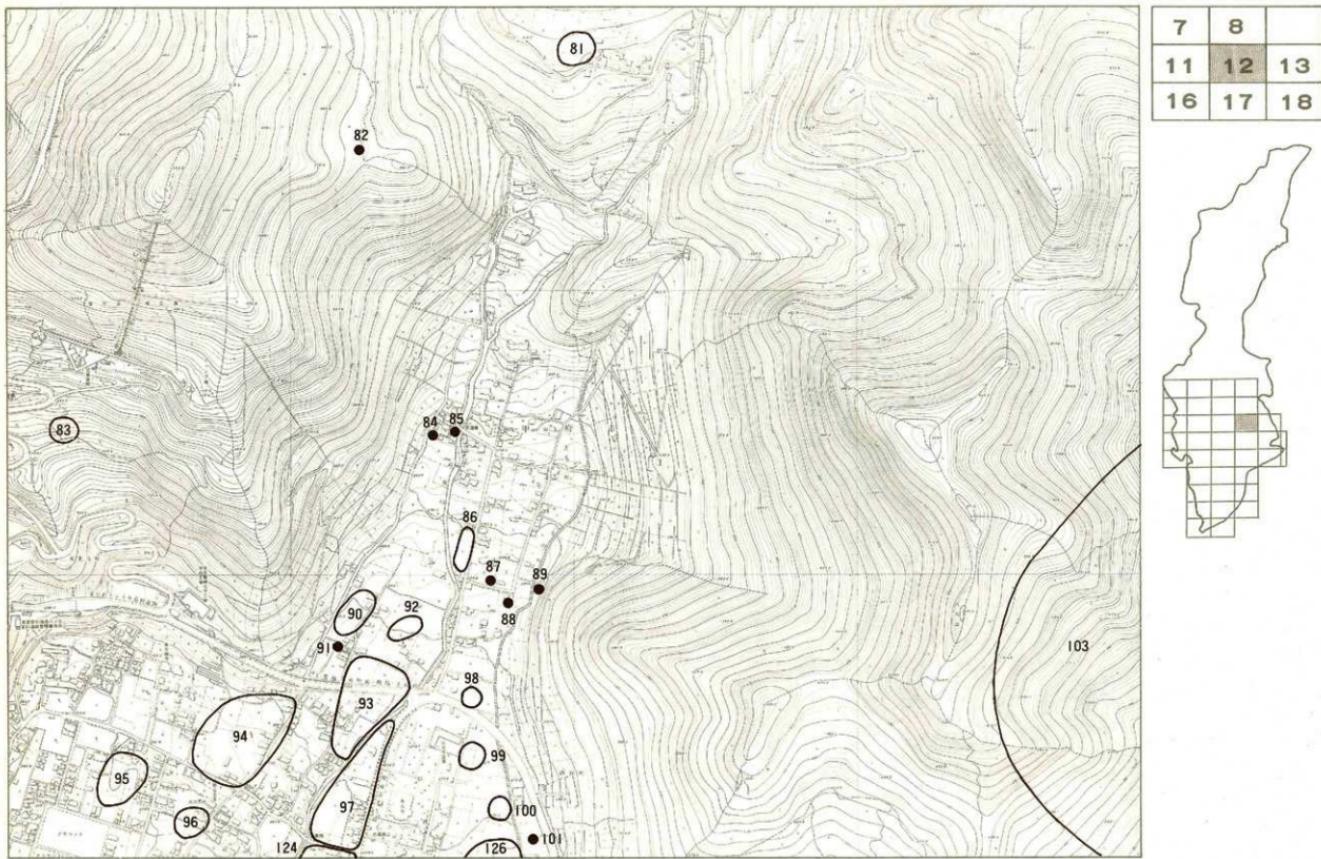


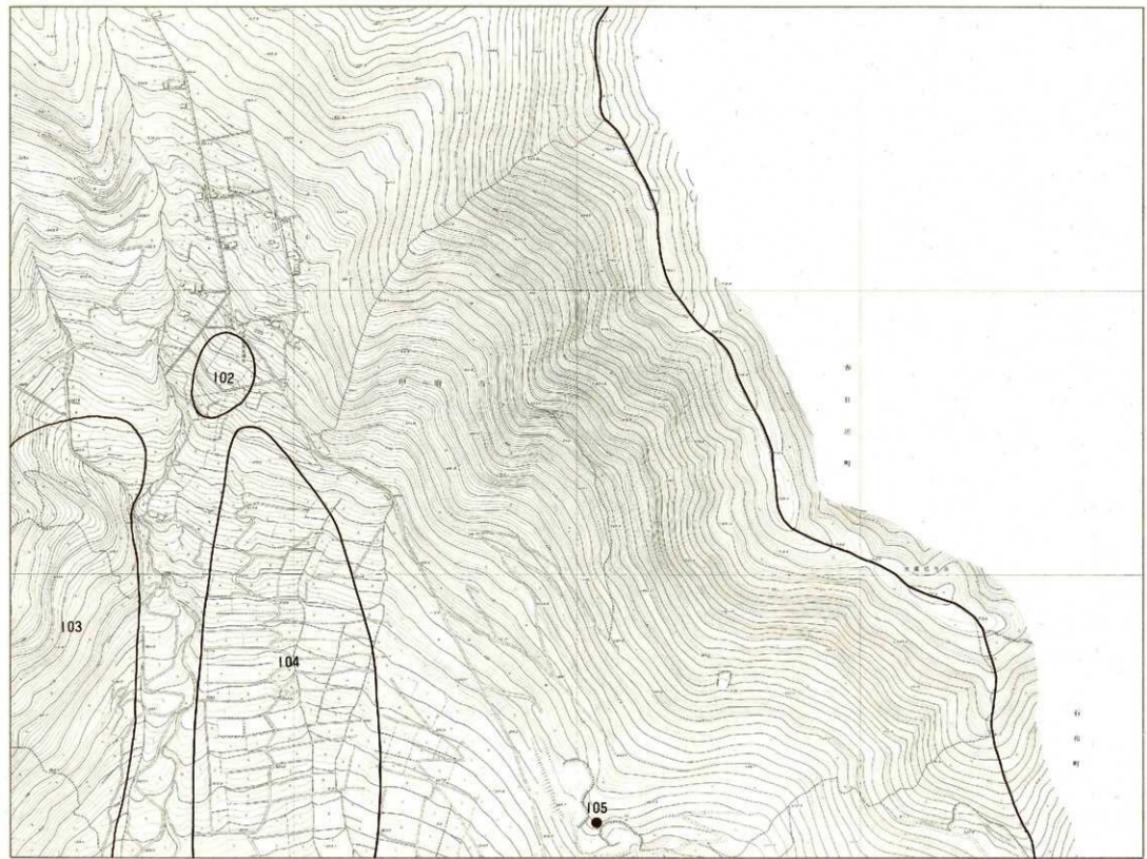




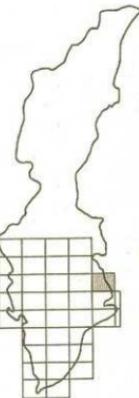
6	7	8
10	11	12
15	16	17



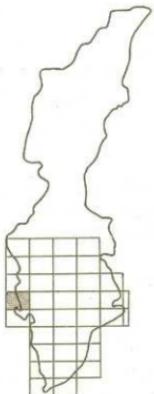




8		
12	13	
17	18	19

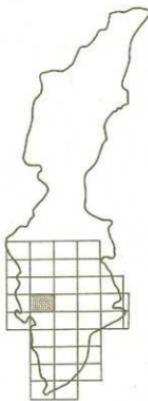


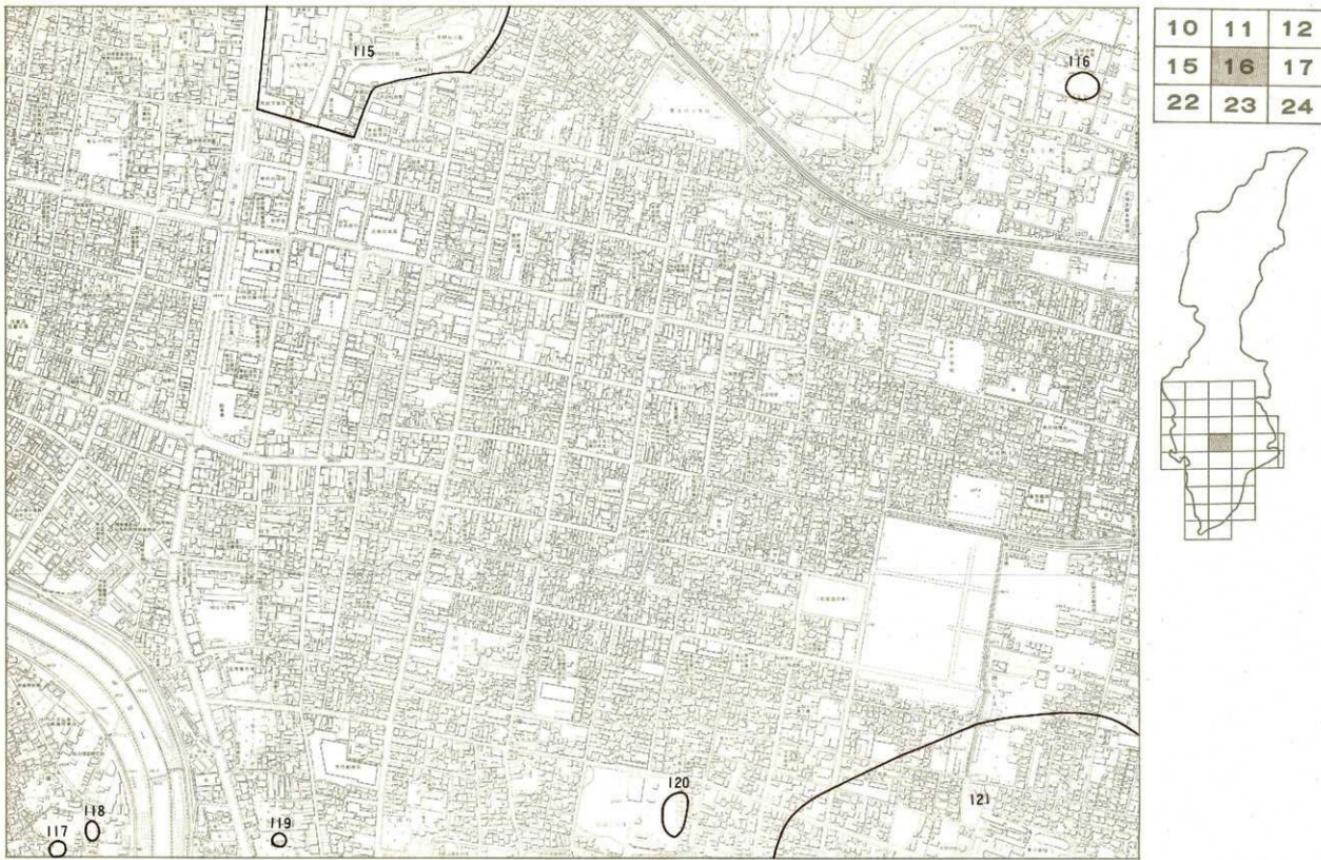
9	10
14	15
21	22



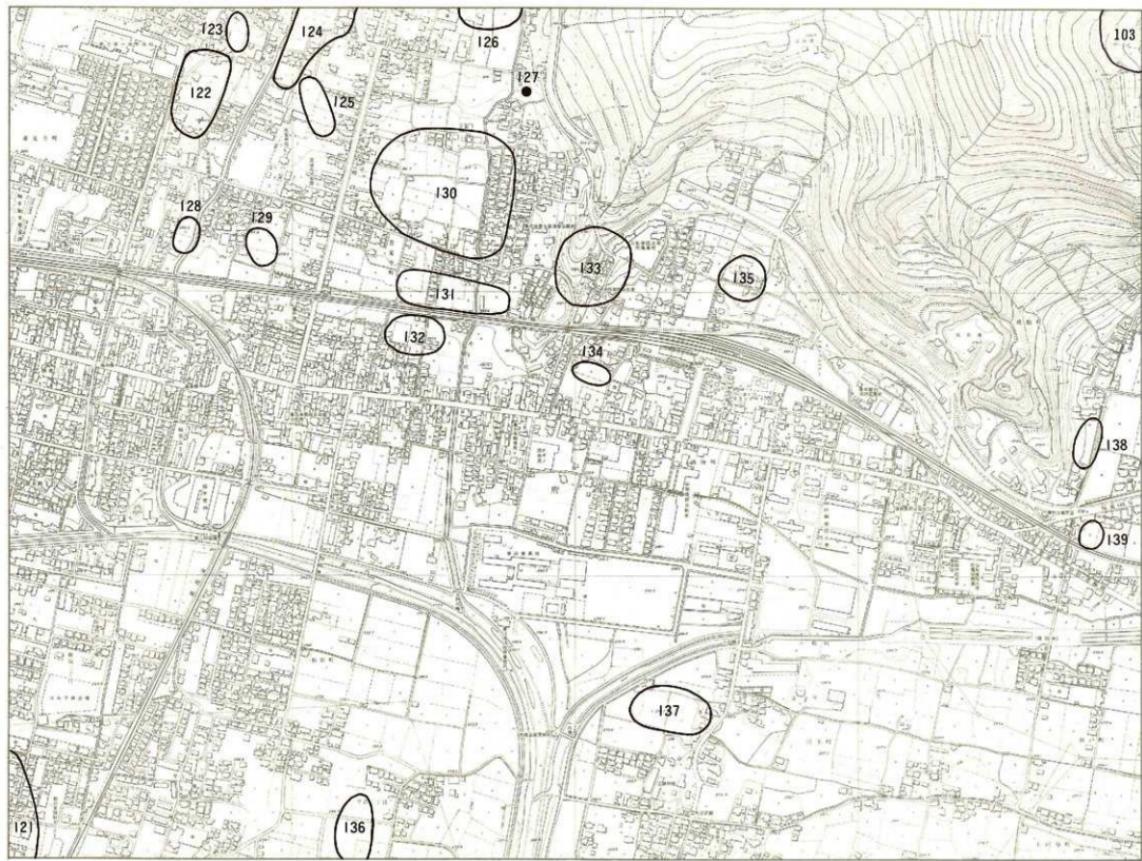


9	10	11
14	15	16
21	22	23

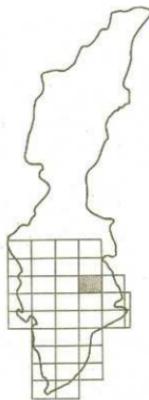


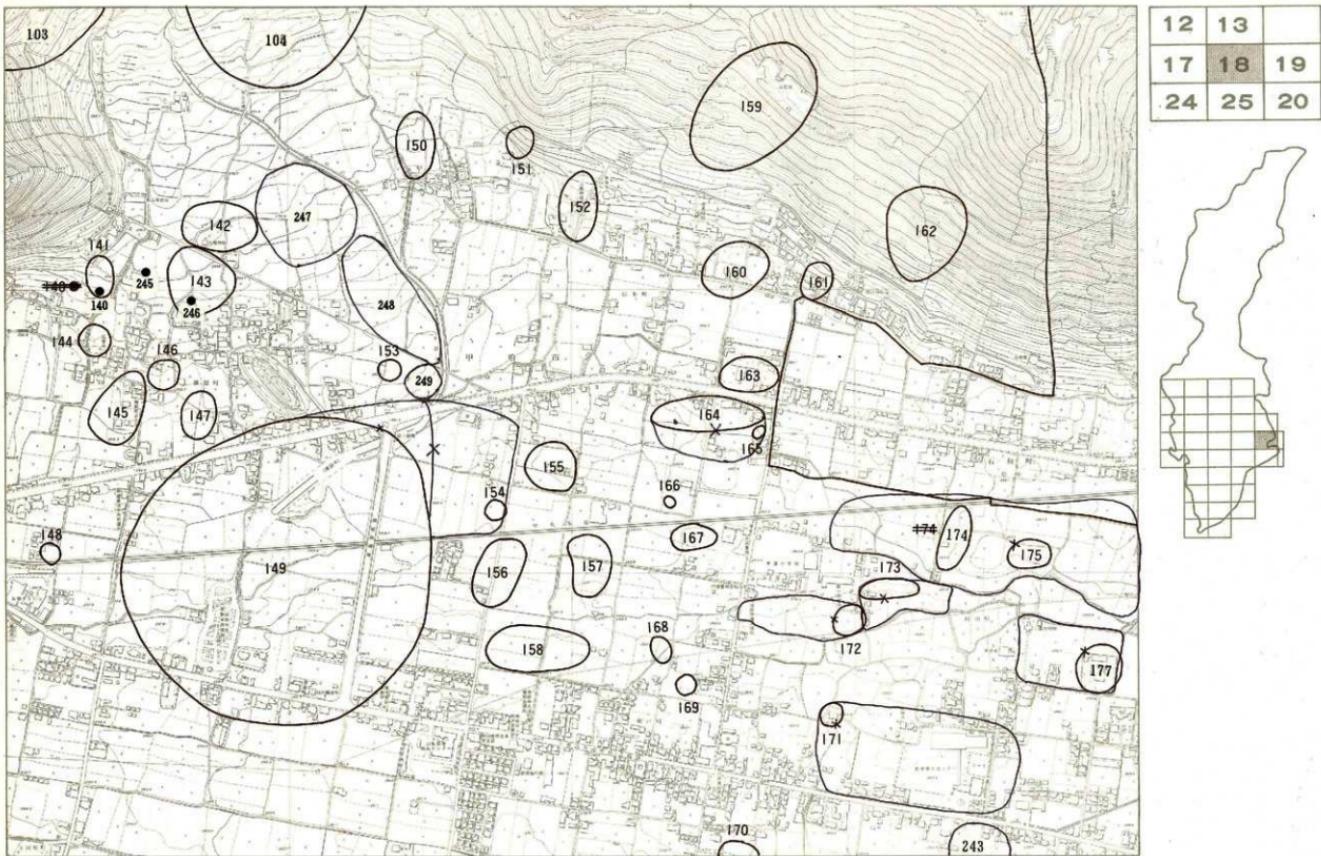


10	11	12
15	16	17
22	23	24

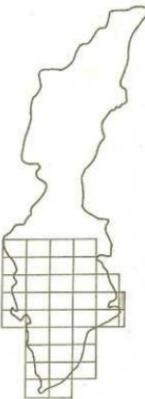


11	12	13
16	17	18
23	24	25





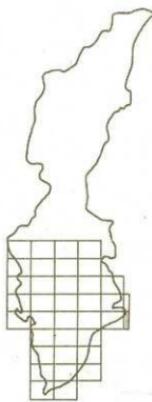
18	19	
25	20	



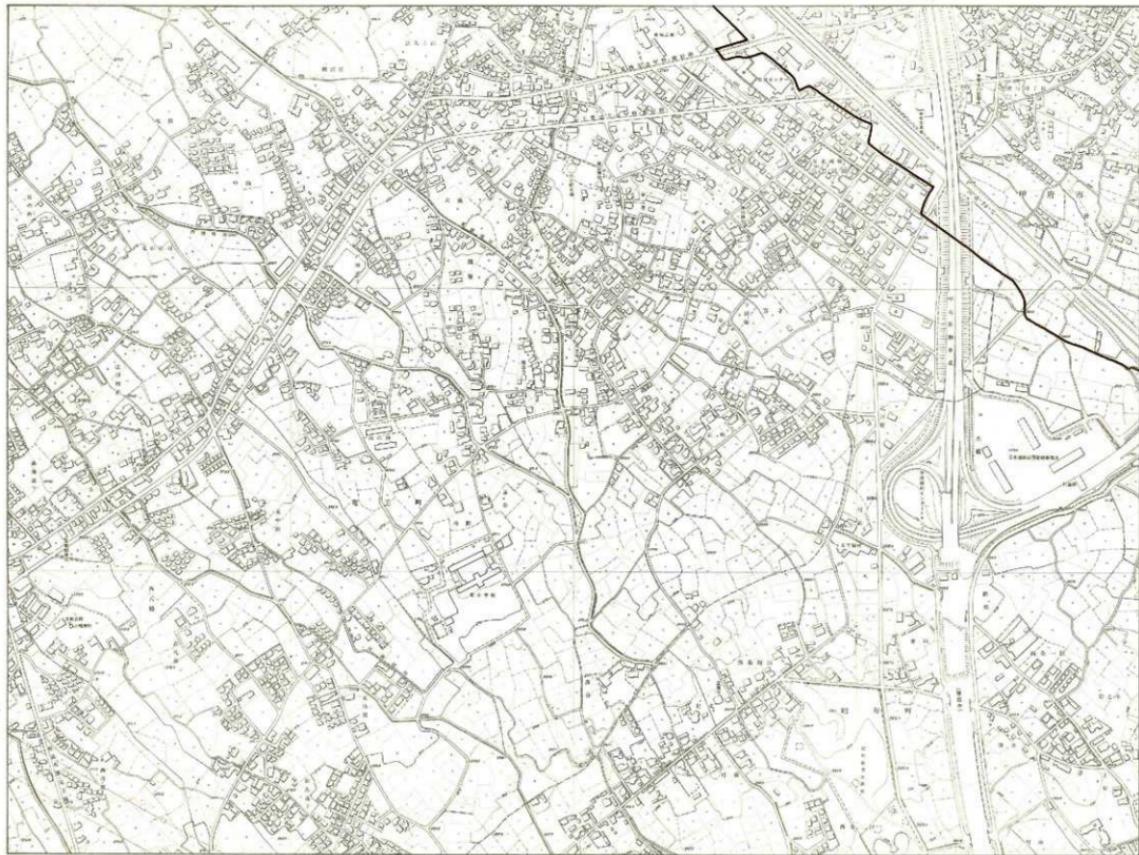
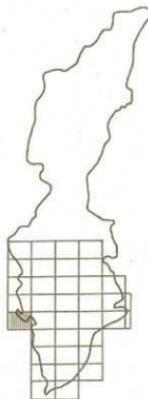


石 岩 村

18	19	
25	20	



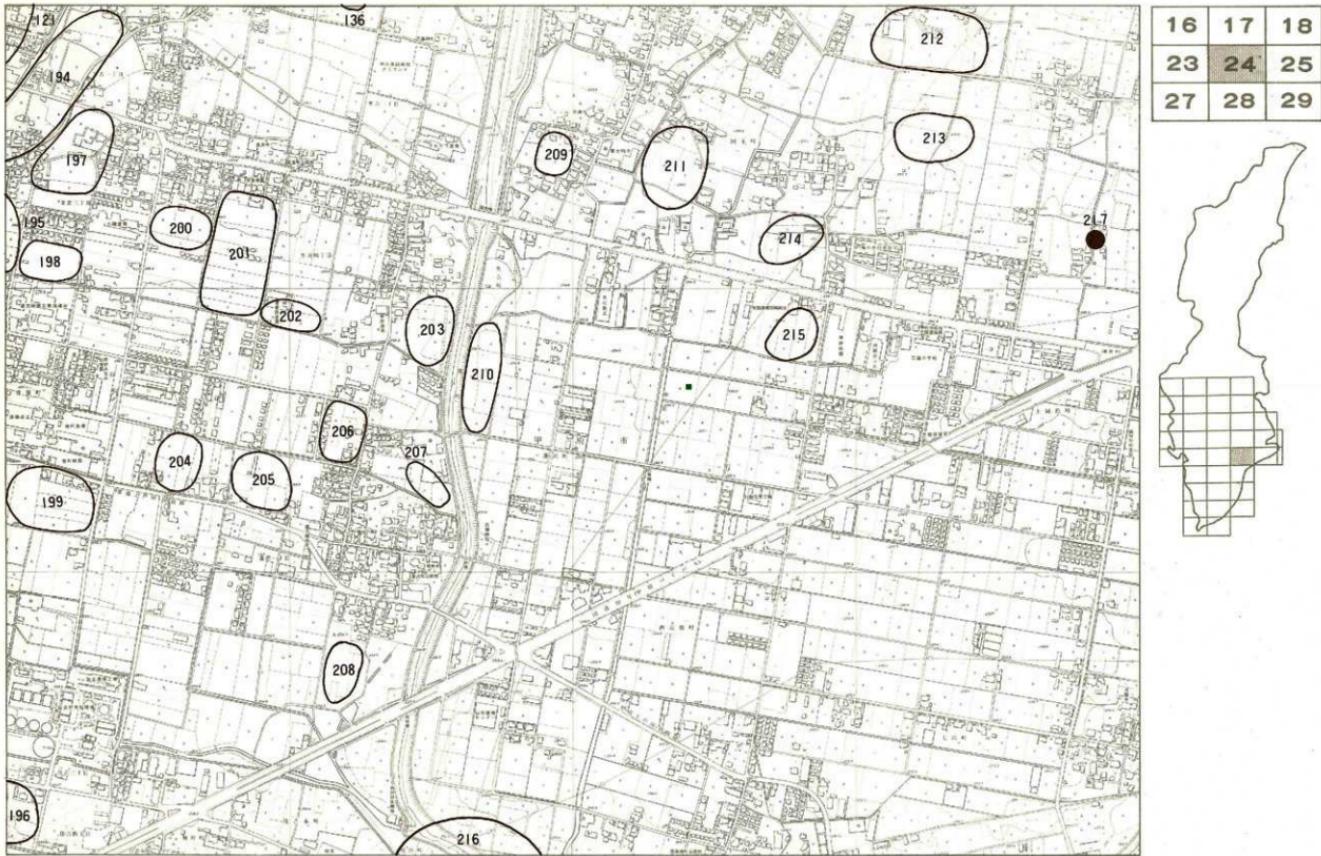
14	15
21	22
26	





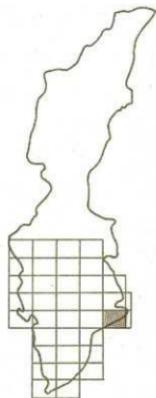
14	15	16
21	22	23
26	27	



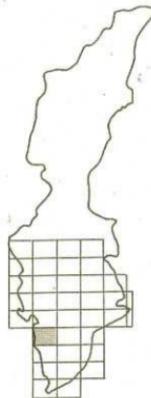
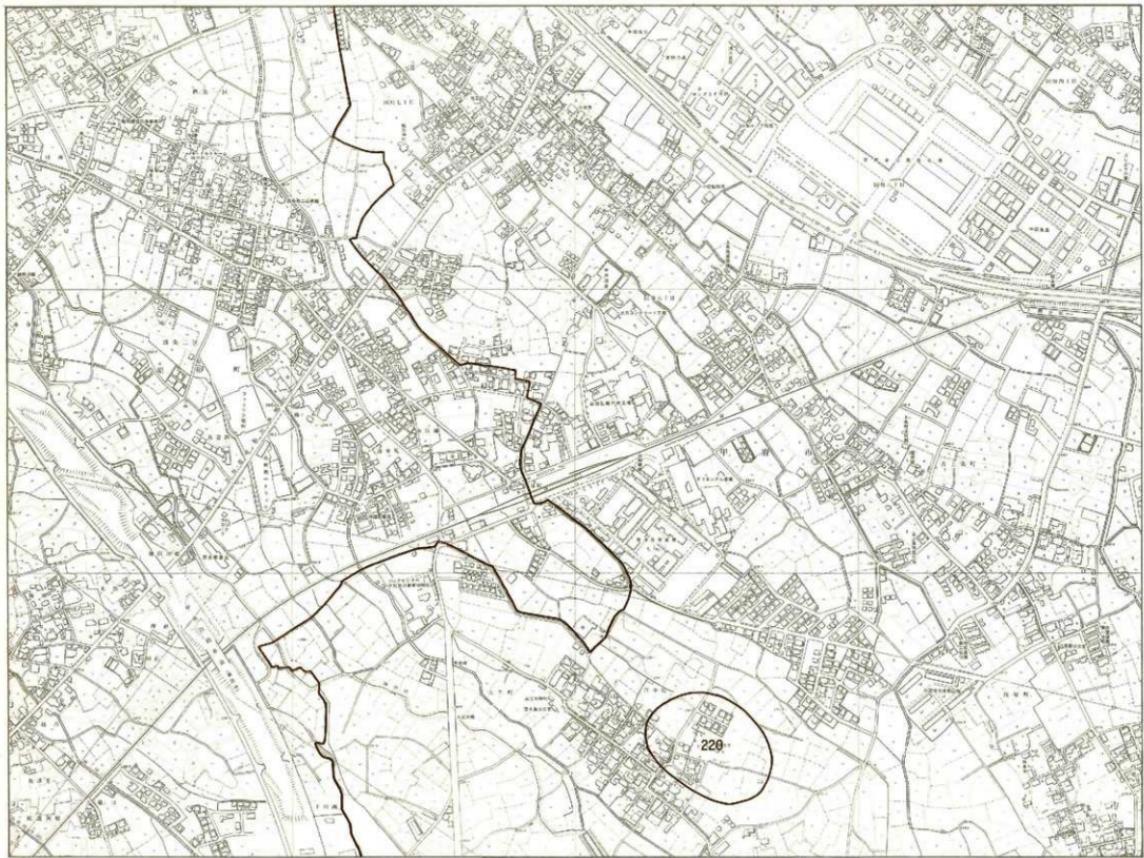


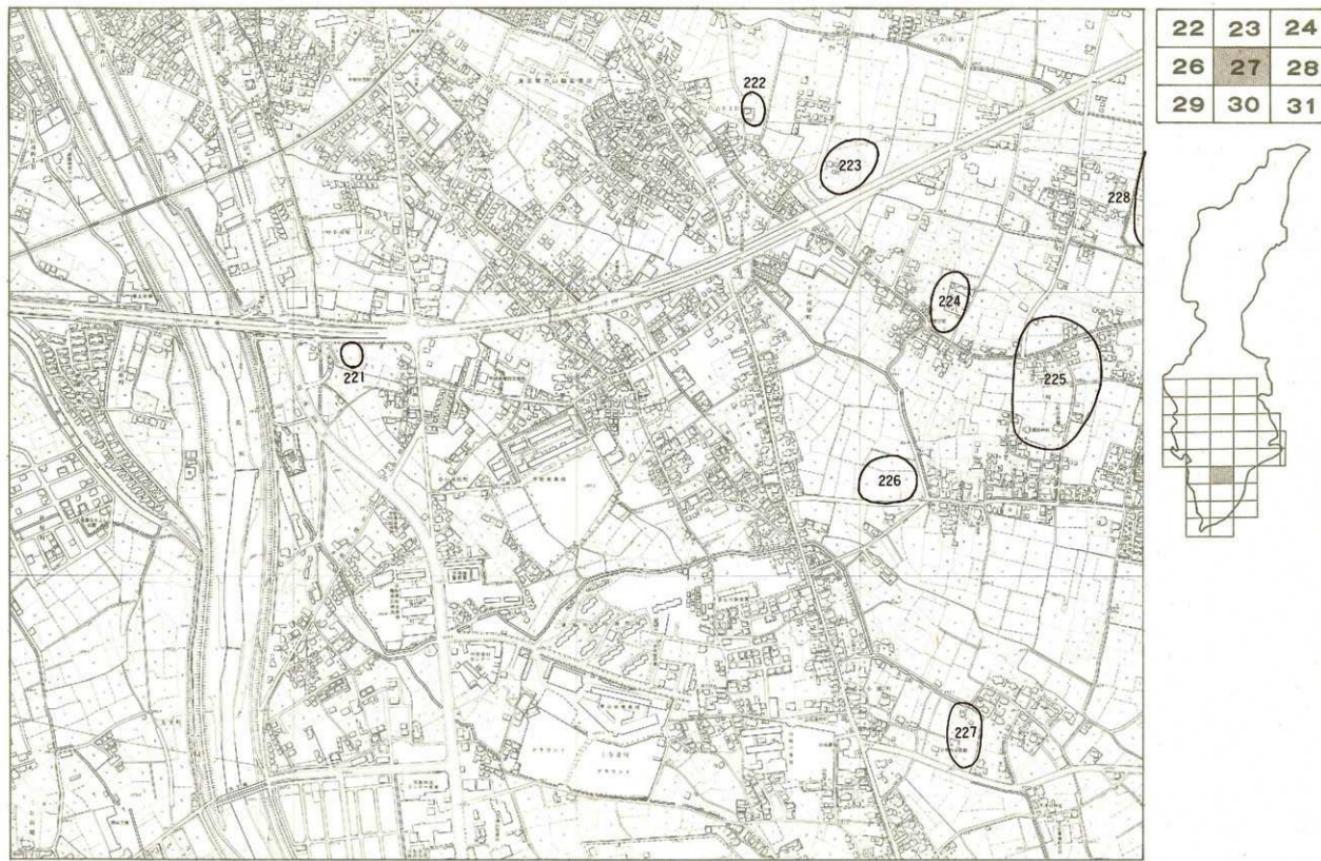


17	18	19
24	25	20
28		



21	22	23
26	27	
29	30	

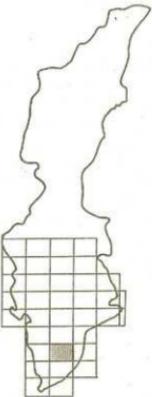






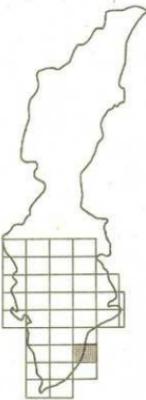


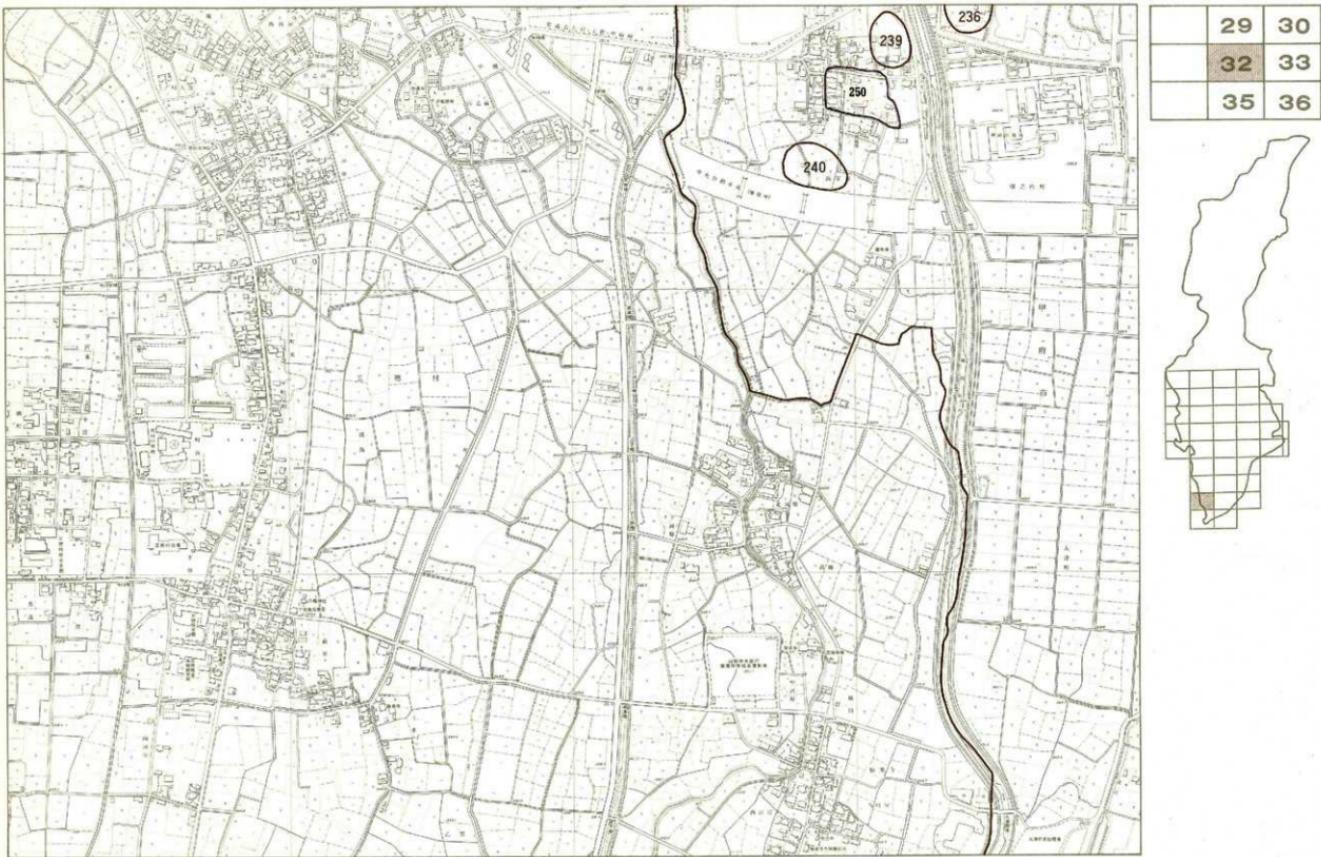
26	27	28
29	30	31
32	33	34





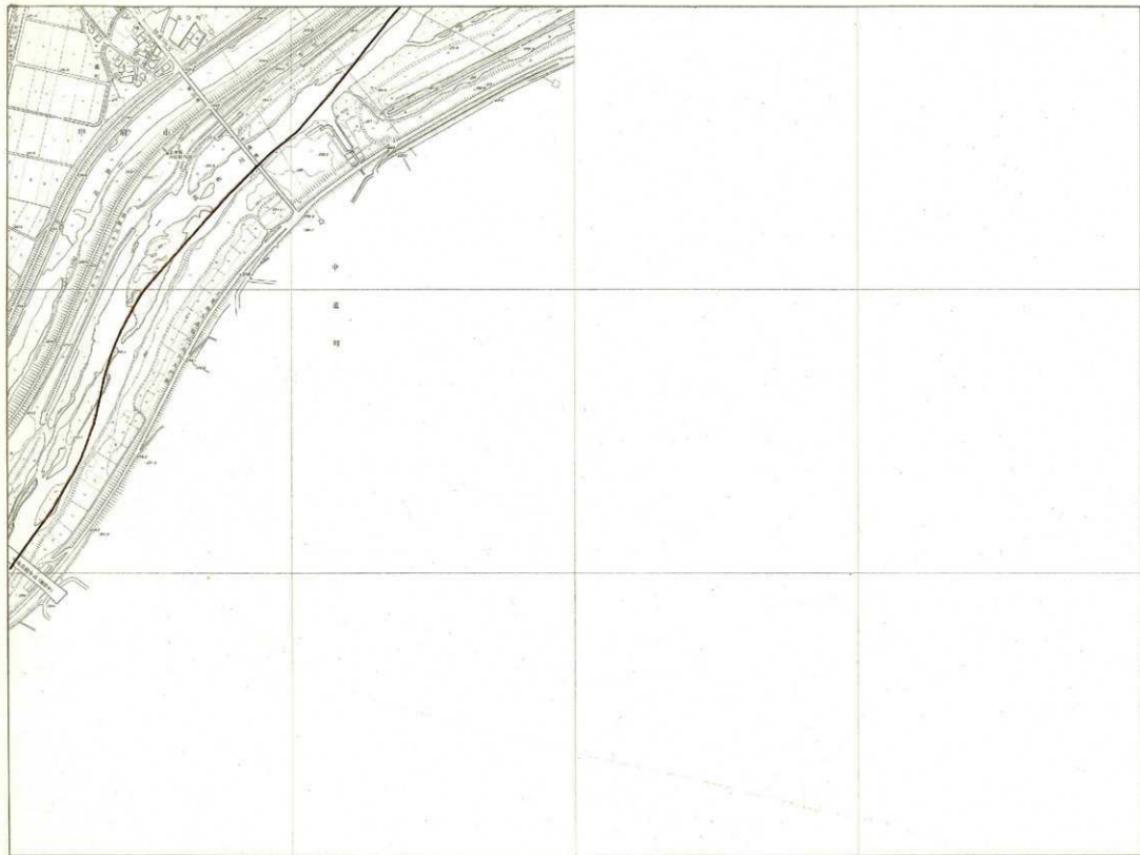
27	28	
30	31	
33	34	



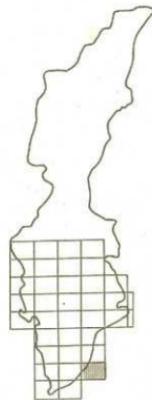


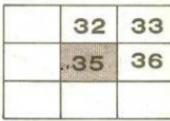
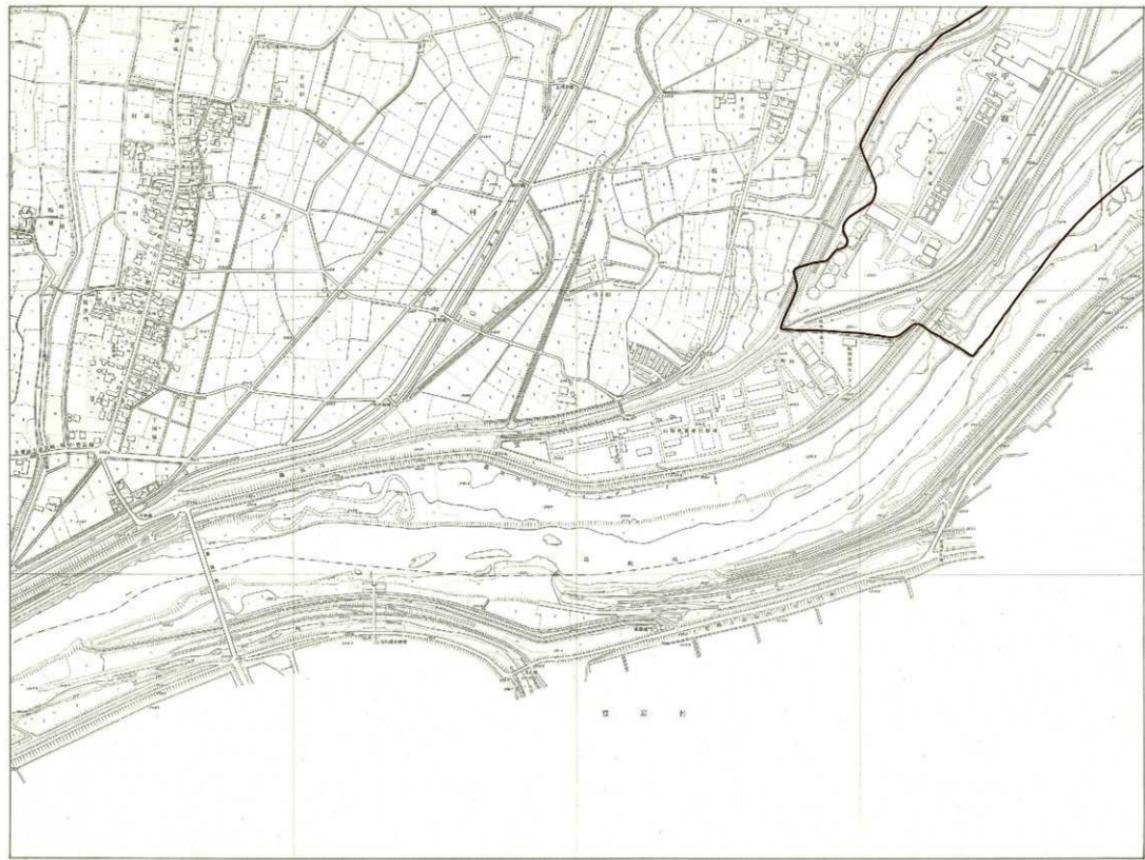
29	30
32	33
35	36

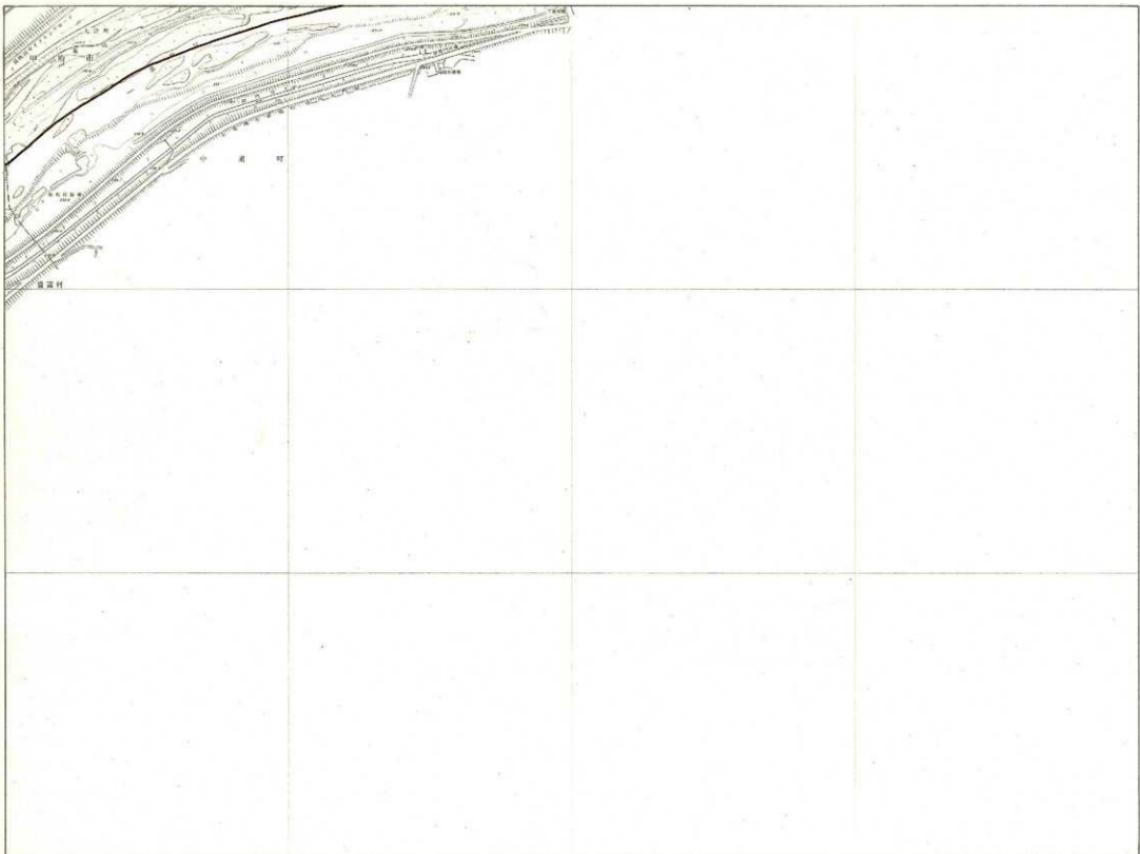




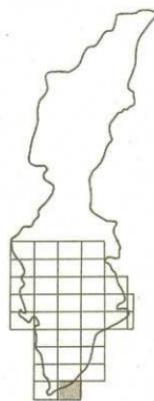
30	31	
33	34	
36		







32	33	34
35	36	



遺跡地名表

地図番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種 別
1	1	米草古墳	古 墳	水 田	古墳
	2	山之神遺跡	中 世	烟・宅地	城館跡
2	3	若宮前遺跡	平 安	烟・宅地	散布地
	4	天狗山古墳	古 墳	山 林	古墳
3	5	疣石古墳	古 墳	烟	古墳
	6	鐘推堂山遺跡	中 世	山 林	城館跡
7	7	山路遺跡		烟	散布地
	8	西前田A遺跡	中・近 世	烟	散布地
9	9	日影田遺跡		烟	散布地
	10	一ノ森経塚遺跡群	中 世	山 林	経塚
4	11	要害城跡	中 世	山 林	城館跡
	12	熊城跡	中 世	山 林	城館跡
5	13	鴨塚遺跡	平 安	烟・宅地	散布地
	14	御藏遺跡	古墳・平 安	田・烟	散布地
15	15	天神北遺跡	古墳・平 安	田・烟	散布地
	16	天神西遺跡	古 墳	田・烟・宅地	散布地
17	17	榎田遺跡	弥生～平 安	田・烟・宅地	散布地
	18	跡部遺跡	古 墳	烟・墓地	散布地
19	19	塚本遺跡	古 墳	烟・墓地	散布地
	20	西大坂A遺跡	繩 文	宅 地	散布地
21	21	西大坂B遺跡	平 安	烟・宅地	散布地
	22	天神平遺跡	平 安	烟・宅地	散布地
23	23	羽黒無名墳	古 墳	山 林	古墳
	24	金城西遺跡	繩文・古墳	田・烟	散布地
25	25	加牟那塚古墳	古 墳	宅 地	古墳
	26	神田遺跡	弥生～平 安	田・烟・宅地	散布地
27	27	八幡東遺跡	弥生・古墳	田・烟・宅地	散布地
	28	音羽遺跡	弥生・古墳	田・烟・宅地	散布地

地図番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種 別
6	29	大平1号墳	古 墳	山 林	古墳
	30	塙沢寺裏無名墳	古 墳	山 林	古墳
31	大平2号墳	古 墳	山 林	古墳	
	32	湯村山6号墳	古 墳	山 林	古墳
33	湯村山城跡	中 世	山 林	城館跡	
	34	湯村山5号墳	古 墳	山 林	古墳
35	万寿森古墳	古 墳	宅 地	古墳	
	36	湯村山4号墳	古 墳	山 林	古墳
37	湯村山3号墳	古 墓	山 林	古墳	
	38	湯村山2号墳	古 墓	山 林	古墳
39	湯村山1号墳	古 墓	山 林	古墳	
	40	三光寺山遺跡	古 墓	山 林	古墳
41	和田無名墳	古 墓	宅 地	古墳	
	42	緑ヶ丘二丁目遺跡	古墳～平 安	宅 地	古墳
6-7	43	緑ヶ丘一丁目遺跡	古 墓	宅 地	散布地
	44	十二天遺跡	平 安	烟・宅地	散布地
7	45	水井遺跡	古 墓・平 安	田・烟・宅地	散布地
	46	村之内遺跡	古 墓・平 安	烟・宅地	散布地
47	向田A遺跡	弥生～古 墓	烟	散布地	
	48	向田B遺跡	弥生～古 墓	烟	散布地
49	西前田B遺跡	田・烟	田・烟	散布地	
	50	御馬屋小路A遺跡	中 世	田・烟	散布地
51	不動遺跡	近世～	烟	散布地	
	52	御馬屋小路B遺跡	近世～	烟	散布地
53	土星數遺跡	中 世	田・烟	城館跡	
	54	お塚さん古墳	古 墓	烟	古墳
55	峰本南A遺跡	近 世	烟・宅地	守院跡	
	56	峰本南B遺跡	近 世	烟	散布地

地図番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種 別
7	57	長閑遺跡	中世	畠	包蔵地
	58	日影遺跡		畠	散布地
	59	武田氏館跡	中世	田・畠・宅地	城館跡
	60	躑躅ヶ崎亭跡	中世	山林	城館跡
	61	岩塙C遺跡	古墳	墓地	散布地
	62	中道東遺跡	近世	畠	散布地
	63	中道西遺跡	古墳	畠	散布地
	64	岩窪遺跡	奈良・平安・中世	畠	包蔵地
8	65	茶堂烽火台	中世	山林	城館跡
9	66	六塚	古墳	畠	古墳
	67	西河原遺跡	繩文・平安	畠	散布地
	68	平石遺跡	平安	田・畠	散布地
	69	居村村上遺跡	繩文・平安	畠・神社	散布地
	70	前田遺跡	中世	畠	散布地
	71	豆田遺跡	平安	畠	散布地
10	72	前田遺跡	平安	畠	散布地
	73	富士見遺跡	古墳・平安	田・畠・宅地	散布地
	74	塙部遺跡	弥生・平安	宅地	包蔵地
11	75	新柳里小学校遺跡	近世	校庭	散布地
	76	山梨大学遺跡	奈良・平安	校庭	包蔵地
	77	コツ塙古墳	古墳	宅地	古墳
	78	二ツ塙1号墳	古墳	公園	古墳
	79	二ツ塙2号墳	古墳	山林	古墳
	80	二ツ塙3号墳	古墳	山林	古墳
12	81	茶堂遺跡	平安	畠	散布地
	82	一ツ塙古墳	古墳	山林	古墳
	83	大笠山水の元源跡	古墳～	公園	散布地
	84	善光寺塙2号墳	古墳	畠	古墳

地図番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種 別
12	85	善光寺塙1号墳	古墳	畠	古墳
	86	北善光A遺跡	平安～	畠	散布地
	87	三日月古墳	古墳	畠	古墳
	88	地蔵塙古墳	古墳	畠	古墳
	89	鎧塙古墳	古墳	山林	古墳
	90	堤下B遺跡	平安～	畠	散布地
	91	北原無名1号墳	古墳	畠	古墳
	92	堤下A遺跡	平安～	畠	散布地
	93	北原遺跡	縄文・平安	宅地	集落跡
	94	地蔵北遺跡	古墳～平安	畠・宅地	散布地
	95	亥ノ兎遺跡	平安～	畠	散布地
	96	大六天遺跡	平安～	畠	散布地
	97	宮の脇A遺跡	縄文・平安～	畠	散布地
	98	善光寺裏遺跡	縄文・平安～	畠	散布地
	99	南善光B遺跡	古墳～平安	畠	散布地
	100	南善光A遺跡	平安～	畠	散布地
	101	善光寺無名塙	古墳	畠	古墳
13	102	三ツ石遺跡	縄文・平安	畠	散布地
12-13	103	横根横石塙古墳群西群	古墳	山林	古墳
13-18	104	横根横石塙古墳群東群	古墳	山林	古墳
	105	天王社古墳	古墳	山林	古墳
14	106	南河原B遺跡	平安～	畠	散布地
	107	南河原A遺跡	平安～	畠	散布地
	108	南河原D遺跡	平安～	田	散布地
	109	南河原C遺跡	平安～	畠	散布地
	110	村西遺跡	縄文・平安・中世	畠	散布地
15	111	宝町遺跡	文・平安	宅地	包蔵地
	112	寿町遺跡	古墳～	宅地	包蔵地

地図番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種 別
15	113	上石田B遺跡	平安	烟	散布地
15-22	114	上石田遺跡	縄文	道路	集落跡
11-16	115	甲府城跡	近世	公園	城郭跡
16	116	御崎田遺跡	平安	烟	散布地
	117	大北河原遺跡	平安	烟	散布地
	118	久保北河原遺跡	平安	烟	散布地
	119	千松院遺跡	中世~	墓地	散布地
	120	青沼遺跡	古墳	校庭	包蔵地
16-17 23-24	121	朝氣遺跡	縄文~平安	校庭・宅地	集落地
17	122	銀杏之木遺跡	平安~近世	烟	散布地
	123	官裏遺跡	平安~	烟	散布地
17-18	124	官の脇B遺跡	縄文~平安~	烟	散布地
17	125	上郷遺跡	平安~	烟	散布地
12-17	126	殿屋敷遺跡	平安~	烟	散布地
17	127	ポンボコ塚	古墳	烟	古墳
	128	東光寺遺跡	平安~	烟	散布地
	129	官の前遺跡	縄文	烟	散布地
	130	本郷遺跡	縄文~古墳~	宅地	包蔵地
	131	本郷B遺跡	平安~	烟	散布地
	132	本郷C遺跡	古墳~中世	烟	散布地
	133	酒折縄文遺跡	縄文	烟	散布地
	134	内林遺跡	近世	烟	散布地
	135	酒折遺跡	近世	烟	散布地
17-24	136	中坪遺跡	古墳	烟	散布地
17	137	大橋遺跡	中世	烟	散布地
	138	村内石山遺跡	近世	烟	散布地
	139	山崎遺跡	平安~	烟	散布地
18	140	山田古墳	古墳	烟	古墳

地図番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種 別
	141	山田光福寺遺跡	中・近世	烟	散布地
	142	八木沢遺跡	縄文・古墳~	烟	散布地
	143	村内遺跡	縄文・古墳~	烟	散布地
	144	村内西遺跡	近世	烟	散布地
	145	欠下大畑遺跡	近世	烟	散布地
	146	村内南A遺跡	近世	烟	散布地
	147	村内南B遺跡	近世	烟	散布地
	148	神田遺跡	近世	烟	散布地
	149	大坪遺跡	古墳~平安	烟	生產跡
	150	中屋敷遺跡	縄文・古墳	烟・宅地	散布地
	151	清水遺跡	中世~	烟	散布地
	152	中組遺跡	近世	烟	散布地
	153	船山遺跡	古墳~奈良	烟	散布地
	154	十八田遺跡	近世	烟	散布地
	155	梅之木遺跡	古墳	烟	散布地
	156	見餅遺跡	近世	烟	散布地
	157	横田遺跡	近世	烟	散布地
	158	長沢遺跡	近世	烟	散布地
	159	桜井積石塚古墳群西支群	古墳	山林	古墳
	160	新畑遺跡	近世	烟・宅地	散布地
	161	東組遺跡	古墳	烟・宅地	散布地
	162	桜井積石塚古墳群東支群	古墳	山林	古墳
	163	地藏堂遺跡	縄文・古墳~奈良	宅地	包蔵地
	164	上土器遺跡	古墳~平安	烟	散布地
	165	上土器窯跡	奈良	烟	生產跡
	166	石川遺跡	近世	烟	散布地
	167	起田遺跡	古墳~	烟	散布地
	168	八枚畠A遺跡	古墳~	烟	散布地

地図番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種 別
18	169	八枚畠B遺跡	近世	烟	散布地
18-25	170	溝々下遺跡	平安～中世	烟	散布地
18	171	桜井畠遺跡	弥生～平安	烟	包藏地
	172	龟田遺跡	古墳～	烟	散布地
	173	川田久保田遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	174	川田窯跡	奈良	烟	生產跡
	175	北田遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	176	北村遺跡	近世	烟・宅地	散布地
19	177	川田館跡	中世	烟	城館跡
22	178	上河原遺跡	平安～	烟	散布地
	179	汎沢遺跡	平安～	烟	散布地
23	180	宮北遺跡	縄文・平安	烟	散布地
	181	秋山氏館跡	中世	烟・宅地	城館跡
	182	木俣遺跡	近世	宅地	散布地
	183	般舟院跡	中世	道路	寺院跡
	184	住吉天神遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	185	伊勢町遺跡	古 墓	道路	包藏地
	186	食糧工場遺跡	縄文・弥生	工 場	包藏地
	187	太田町遺跡	古墳～	神社	散布地
	188	青沼三丁目遺跡	中世～	宅地	散布地
	189	湯田一丁目遺跡	古 墓	校庭	散布地
	190	幸町A遺跡	弥 生	道 路	包藏地
	191	幸町B遺跡	古 墓	校庭	散布地
	192	南口町A遺跡	平 安	烟	散布地
	193	南口町B遺跡	平 安	宅 地	散布地
23-24	194	里吉天神遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	195	十丁遺跡	古 墓	烟	散布地
	196	二又遺跡	古 墓	烟	包藏地

地図番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種 別
	24	家之前遺跡	平 安	烟	散布地
	198	十丁B遺跡	古 墓	烟	散布地
	199	青葉町遺跡	平 安	宅 地	散布地
	200	字前A遺跡	古 墓	烟	散布地
	201	字前B遺跡	古 墓	烟	散布地
	202	字前C遺跡	古 墓	烟	散布地
	203	村之内遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	204	北桜遺跡	平 安	烟	散布地
	205	野村遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	206	油田遺跡	平 安	烟	散布地
	207	居村遺跡	近 世	烟	散布地
	208	源之上遺跡	古 墓	烟	散布地
	209	落合氏館跡	中 世	烟・宅地	城館跡
	210	北堀遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	211	深田遺跡	古墳・中世	烟	散布地
	212	五本松遺跡		烟	散布地
	213	織作遺跡	平安・中世	烟	散布地
	214	塚腰遺跡	平 安	烟	散布地
	215	熊社遺跡	弥生～古墳	烟	散布地
24-28	216	外河原ダクヤ遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	24	藤塚	古 墓	宅 地	古墳
	25	京塚	古 墓	宅 地	古墳
	219	在原塚	古 墓	宅 地	古墳
	26	大北耕地遺跡	中・近世	烟	散布地
	27	小宮氏館跡	中 世	烟	城跡館
	222	上ノ木遺跡	古墳～平安	烟	散布地
	223	宮田遺跡	弥生・平安	烟	散布地
	224	大土井遺跡	平 安	烟	散布地

地区番号	遺跡番号	名 称	時 代	地 目	種別
27	225	上間天神遺跡	古墳～平安	畠	散布地
27	226	土 壈 遺 跡	中 世	田	散布地
27	227	小 漱 氏 館 跡	中 世	畠	城館跡
27-28	228	明石西河原遺跡	平 安	畠	散布地
29	229	桜 林 A 遺 跡	古墳～中世	畠	散布地
	230	桜 林 B 遺 跡	平安～中世	畠	散布地
	231	西 耕 地 B 遺 跡	中世～	宅 地	散布地
	232	西 耕 地 A 遺 跡	中世～	畠・宅地	散布地
	233	西 耕 地 C 遺 跡	中世～	畠	散布地
	234	堰 添 遺 跡	平安～中世	畠	散布地
	235	砂 間 遺 跡		工場内	包藏地
29-32	236	村 前 遺 跡	平安～中世	畠	散布地
30	237	西 耕 地 遺 跡	平安～中世	畠	散布地
	238	刀 刺 塚 古 墳	古 墳	田	古 墳
32	239	金 山 遺 跡	中 世	畠	散布地
	240	柿ノ久弥遺跡	中 世	畠	散布地
33	241	村 添 遺 跡	平 安	畠	散布地
11	242	八幡神社遺跡	縄 文	神 社	散布地
18-25	243	外 中 代 遺 跡	古墳～平安	畠・道路	集落跡
7	244	大手下遺跡	縄 文	畠・宅地	散布地
18	245	村 内 1 号 墳	古 墓	畠	古 墓
18	246	村 内 2 号 墳	古 墓	学校内	古 墓
18	247	東 烟 游 遺 跡	古墳～平安	学校内	散布地
18	248	道々茅木道路	古墳～平安	学校内	散布地
18	249	横根久保田道路	古墳～平安	宅 地	散布地
32	250	高 宮 氏 館 遺 跡	中 世	田	城館跡
1	251	米 草 遺 跡	縄 文		散布地

史 跡 一 覧

指定区分	史跡名称	指定年月日	所在 地	地図番号
国	武田氏館跡	昭和13年5月30日	古府中町・尾形 三丁目・大手三丁目	7
県	要害山	平成3年3月30日	上積翠寺町	4
市	加牟那塚	昭和43年2月8日	千塚三丁目	6
	甲府城跡	昭和43年12月12日	丸の内一丁目	11・16
	穴塚	昭和55年8月8日	荒川二丁目	9

甲府市教育委員会事務局

教育長	浅川紫朗
生涯学習部長	種田源夫
文化芸術課長	山村昭二
文化財係長	白石義文
文化財係(文化財主事)	信藤祐仁
同 ()	伊藤正幸
同 ()	鈴木俊雄
嘱託	田草川茂美
同	笠井由美
臨時	内藤真千子

甲府市遺跡地図

平成4年3月

発行 甲府市教育委員会
編集 甲府市教育委員会生涯学習部
文化芸術課
印刷・製本 (南平和プリント社)

